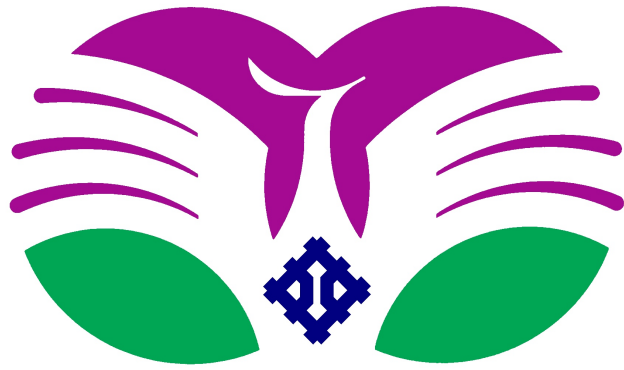


令和5年度版

福井市の国保

(令和4年度実績)



福井市保健衛生部保険年金課

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

あいさつで ふれあうよろこび 深める絆

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 広がれつながれ 元気の輪

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

ふるさとを 今よりもっと 美しく

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

たかめよう 交通マナーと 防災意識

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目

次

■福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ	1
-----------	---

■保険者

(1) 事務機構及び事務分掌	9
(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名列	10
(3) 国保運営協議会開催状況	11

■被保険者

(1) 国民健康保険加入状況	
(イ) 令和4年度月別加入状況	17
(ロ) 年度別加入状況	17
(2) 被保険者数、世帯数年度別図表	18
(3) 国民健康保険被保険者内訳	
(イ) 令和4年度月別内訳	19
(ロ) 年度別内訳	19
(4) 被保険者事由別異動状況	
(イ) 資格取得	20
(ロ) 資格喪失	20

■保険給付

(1) 医療費費目別年度別給付状況	
一般被保険者	21
退職被保険者等	24
療養諸費被保険者1人当たり額	25
※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）	25
(2) 療養給付費内訳年度別状況（診療費）	
一般被保険者	26
退職被保険者等	29
※参考：療養給付費内訳年度別状況（全国市町村国保合計）	31
(3) 高額療養費	
高額療養費年度別給付状況	36
高額療養費年度別推移図	36
高額療養費資金貸付状況	36
(4) 任意給付	
(イ) 令和4年度月別給付状況	37
(ロ) 年度別給付状況	37
(5) 標準負担額減額状況	37

■保健事業

(1) 医療費通知事業	39
(2) 一日人間ドック、脳ドック実施事業	39
(3) 特定健康診査・特定保健指導事業	40

■保険税

(1) 福井市国民健康保険税率の変遷	41
(2) 令和4年度保険税税率	42
(3) 令和4年度保険税賦課状況	42
(4) 年度別保険税賦課状況	43
(5) 年度別保険税収納状況	44
(6) 年度別保険税調定額調書	44
(7) 納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況	
1. 納税奨励金の算定方法	45
2. 納税奨励金交付時期	45
3. 年度別交付状況	45
4. 納税組合加入状況	45
5. 納税組合取扱状況	45
(8) 令和4年度保険税収入実績調書	
(イ) 一般被保険者国民健康保険税	46
(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税	46
(ハ) 総額	46

■保険財政

(1) 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算	49
(2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算	51
(3) 国保特別会計年度別決算状況	54

■事業年報

令和4年度国民健康保険事業年報	55
-----------------	----

■関係条例

(1) 福井市国民健康保険条例	69
(2) 福井市市税賦課徴収条例	72
(3) 福井市国民健康保険基金条例	83
(4) 福井市国民健康保険条例施行規則	84
(5) 国民健康保険法施行令（国保運営協議会関係分）	88

福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ

- 昭 29. 4 足羽郡社村編入、同地区国保事業継承
8 丹生郡西安居村編入、同地区国保事業継承
- 昭 30. 3 吉田郡中藤村編入、同地区国保事業継承
- 昭 31. 4 足羽郡足羽六条地区一部編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 4 回、保険税最高限度額 15,000 円
- 昭 32. 4 坂井郡大安寺村分村編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 10 回に変更、保険税最高限度額 50,000 円に改定
5 吉田郡河合村編入、同地区国保事業継承
7 全市国保事業実施準備のため社会課に国保分室設置
9 本庁職員 250 名動員被保険者資格調査実施
11 旧市部校下毎に国保全市実施趣旨説明会を開催
12 保険課創設
- 昭 33. 1 全市国保事業実施
4 国保運営協議会設置
10 診療報酬点数改正 (8.5%引上げ、甲・乙 2 表採用)
10 初診料の給付制限撤廃
- 昭 34. 2 丹生郡国見村編入
4 診療報酬審査業務国保連合会に委託
- 昭 35. 7 診療報酬支払業務国保連合会に委託
- 昭 36. 4 国民健康保険法全面改正
4 歯科補綴、給食、寝具の給付制限撤廃
7 診療報酬点数改正 (12.5%引上げ)
10 世帯主の結核、精神病の 7 割給付
10 吉田郡藤岡村合併
12 診療報酬点数改正 (2.3%引上げ)
- 昭 37. 12 助産費、葬祭費 1 件 1,500 円に引上げ
- 昭 38. 4 結核、精神病の給付期間の 3 か年の制限撤廃
4 助産費、葬祭費 1 件 2,000 円に引上げ
4 丹生郡殿下村合併
4 低所得世帯に対する税軽減措置実施
4 生活保護適用者を国保より即時除外に改正
9 診療報酬地域差撤廃
10 世帯主の 7 割給付実施
- 昭 39. 4 福井市国民健康保険基金設置
- 昭 40. 1 医療費緊急是正 (9.5%引上げ)
3 社診療所廃止
4 保険税収納事務を収納課へ移管
11 診療報酬薬価基準改定 (4.5%引下げ、技術料 3%振替)
- 昭 42. 5 坂井郡川西町合併、不均一課税、不均一給付実施
7 吉田郡森田町合併、不均一給付実施
- 昭 43. 1 世帯員 7 割給付の実施
4 育児手当金支給実施 (1 件 1,200 円)
- 昭 45. 2 医療費緊急是正 (9.74%引上げ)
4 助産費 3,000 円に改正
- 昭 46. 4 老人医療費 80 才以上無料化実施
4 保険税最高限度額を 80,000 円に改定

- 4 助産費 10,000 円に増額
- 7 老人医療費無料化 75 才に年令引下げ
- 9 足羽郡足羽町合併、不均一課税実施
- 10 老人医療費無料化 70 才に年齢引下げ
- 昭 47. 2 医療費改定 13.7%引上げ、薬価基準 3.9%引下げ
- 昭 48. 4 納付回数を 7 回に変更 (4 月～8 月、10 月、1 月)
- 7 乳幼児、重度心身障害者医療費無料化
- 昭 49. 2 医療費改定 (医療費 19.5%引上げ、薬価基準 2.0%引下げ)
- 4 育児手当金 2,000 円、葬祭費 3,000 円に増額
- 4 納付回数を 4 回に変更(4 月、7 月、10 月、1 月)
- 4 保険税最高限度額を 120,000 円に改定
- 4 助産費 20,000 円に増額
- 4 医療費改定 (16%引上げ)
- 4 賦課を電算化
- 昭 50. 1 高額療養費支給制度実施 (自己負担額 30,000 円)
- 4 韓国、朝鮮人の国保適用
- 4 助産費 40,000 円に増額
- 昭 51. 4 葬祭費 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 150,000 円に改定
- 4 医療費改定 (歯科を除く) 9%引上げ
- 8 高額医療費自己負担額 39,000 円に改定
- 8 医療費改定 (歯科) 9.6%引上げ
- 昭 52. 4 殿下診療所廃止
- 4 保険税最高限度額を 170,000 円に改定
- 4 助産費 60,000 円に増額
- 5 高額療養費融資あつ旋制度実施
- 昭 53. 2 医療費改定 (平均 9.6%引上げ)
- 4 葬祭費 7,000 円に増額
- 4 育児手当金 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 190,000 円に改定
- 昭 54. 4 保険税納期 4 回を 8 回に改正 (4 月～7 月仮算定、10 月～1 月本算定)
- 4 葬祭費 10,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 220,000 円に改定
- 昭 55. 4 本算定課税の一本化実施 (7 月～2 月)
- 4 助産費 80,000 円に増額
- 4 葬祭費 15,000 円に増額
- 6 保険税最高限度額を 240,000 円に改定
- 昭 56. 4 保険証の有効期間 1 年間に改正
- 4 医療費お知らせ運動の実施
- 4 保険税最高限度額を 260,000 円に改定
- 6 医療費改定 8.1%引上げ
- 6 薬価基準改定 18.6%引下げ
- 7 保険税納入消込電算化
- 昭 57. 3 助産費 100,000 円に増額
- 4 給付事務 (レセプト) 電算化
- 4 保険税最高限度額を 270,000 円に改定
- 5 保険税納付指導員制度創設
- 9 高額療養費自己負担額 45,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)
- 昭 58. 1 高額療養費自己負担額 51,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)

- 1 薬価基準 4.9%引下げ
- 2 老人保健制度発足
- 3 医療費引上げ 2.79%、薬価基準引下げ 16.6%
- 4 保険税最高限度額を 280,000 円に改定
- 4 保険証番号の変更
- 昭 59. 4 高額医療費共同事業実施
- 4 保険税最高限度額を 310,000 円に改定 (税法上は 35 万円)
- 10 退職者医療制度発足
- 10 高額療養費制度の改定
- 昭 60. 3 医療費引上げ 3.3%、薬価基準引下げ 6.0%
- 4 保険税最高限度額を 330,000 円に改定
- 昭 61. 3 助産費 130,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 360,000 円に改定
- 4 すべての外国人が被保険者の対象となる
- 4 医療費引上げ 2.3%、薬価基準引下げ 1.6%
- 4 健保改正、5 人以上の非適用業種
- 5 高額療養費自己負担額 54,000 円に改定 (他は変更なし)
- 昭 62. 1 老人保健法改正
- 一部負担金、加入者按分率の変更 老人保健施設 (中間施設)
- 1 国民健康保険法改正
- 1 資格証明書発行制度発足
- 4 保険税最高限度額を 380,000 円に改定
- 4 健保改正、5 人未満の全業種への適用について
- 昭 63. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 10% (差引 0.5%引下げ)
- 6 歯科診療報酬 0.6%引上げ
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 保険基盤安定制度 高医療市町村の安定計画 国庫補助金改正等
- 平元. 4 保険税最高限度額を 400,000 円に改定
- 4 医療費引上げ 0.11%、薬価基準引下げ 2.4%
- 6 高額療養費自己負担額を 57,000 円に改定
- 平 2. 4 葬祭費を 20,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 420,000 円に改定
- 4 保険証の市長印を印字化
- 4 医療費引上げ 3.7%、薬価基準引下げ 9.2%
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 老人保健医療費拠出金の加入者按分率が 100%になる
- 平 3. 4 保険税率の引下げ (所得割を 0.5%引下げ 7.3%に、資産割を 5%引下げ 42%に改定)
- 4 保険税最高限度額を 440,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 60,000 円に改定
- 5 一日人間ドック診療助成事業実施
- 7 助産費 160,000 円 育児手当金 10,000 円に増額
- 平 4. 3 高額療養費融資あっ旋制度を廃止
- 4 助産費 240,000 円に増額
- 4 高額療養費貸付事業実施
- 4 医療費引上げ 5.0%、薬価基準引下げ 2.4%
- 4 歯科材料、X線フィルム等の引下げ 2.5% (差引 2.5%引上げ)
- 4 保険税納付指導員 1 人増員
- 10 短期保険証 (6 か月) 交付実施
- 平 5. 4 葬祭費 30,000 円に増額

- 4 保険税最高限度額を 460,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 63,000 円に改定
- 平 6. 4 医療費引上げ 4.8%、薬価基準引下げ 6.6%
- 4 保険税率の引下げ（資産割を 5%引下げ 37%に改定）
- 4 保険税最高限度額を 480,000 円に改定
- 10 助産費・育児手当金を統合し、出産育児一時金に名称変更し、300,000 円に増額
- 10 入院時食事療養費の創設
- 平 7. 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 20%から 22%へ引上げ
- 4 超高額医療費共同事業の創設
- 平 8. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 2.6%
- 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 22%から 24%へ引上げ
- 4 保険税最高限度額を 520,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 63,600 円に改定
- 10 入院時食事療養費の改定
- 平 9. 4 医療費引上げ 1.7%、薬価基準引下げ 1.32%
- 4 保険税率の引上げ（均等割 15,000 円／人を 20,000 円／人に、平等割 17,400 円／世帯を 24,000 円／世帯に改定）
- 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 24%から 25%へ引上げ
- 9 薬剤費負担の導入
- 平 10. 4 医療費引上げ 1.5%、薬価基準引下げ 2.8%
- 4 保険税最高限度額を 530,000 円に改定
- 7 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 25%から 30%へ引上げ
- 平 12. 4 医療費引上げ 1.9%、薬価基準引下げ 1.7%
- 4 介護保険制度の開始に伴う保険税率の改定
介護保険（所得割 0.9%、資産割 4.2%、均等割 3,600 円／人、平等割 4,200 円／世帯、最高限度額 70,000 円）
- 平 13. 1 老人保健法改正（一部負担金の変更、高額療養費支給制度実施（自己負担額 37,200 円））
- 1 高額療養費自己負担限度額改正
- 平 14. 4 老人保健法改正（一部負担金の変更）
- 10 国民健康保険法・健康保険法一部改正（一部負担金の変更、高額療養費自己負担限度額変更、高額医療費自己負担限度額変更、国民健康保険税課税所得控除の変更）
- 平 15. 4 国民健康保険法一部改正（退職被保険者等の一部負担金の改正・外来薬剤一部負担金の廃止・高額療養費の一部改正・保険税所得割算定方法の一部改正）
- 介護保険税最高限度額を 80,000 円に改定
- 平 18. 2 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町合併、不均一課税、不均一給付実施
- 4 医療費引下げ 1.36%、薬価基準引下げ 1.8%
- 4 介護保険税最高限度額を 90,000 円に改定
- 10 70 才以上の一定以上所得者の負担割合を 2 割から 3 割に改正
高額療養費自己負担限度額改定、出産育児一時金を 350,000 円に増額
保険財政共同安定化事業の創設
- 12 脳ドック助成事業実施
- 平 19. 4 医療保険税最高限度額を 560,000 円に改定、70 歳未満の入院時高額療養費の現物給付化、
- 4 出産育児一時金の受取代理制度を開始
- 平 20. 2 国民健康保険特定健康診査等実施計画策定
- 4 老人保健制度に代わり後期高齢者（75 歳以上）を対象とした長寿（後期高齢者）医療制度が施行される
前期高齢者（65 歳から 74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

退職者医療制度が原則廃止される（経過措置として平成26年度までの間、65歳未満の退職被保険者を対象として当制度を存続させる）

長寿（後期高齢者）医療制度の開始に伴う保険税率等の改定

医療保険分（所得割4.1%、資産割11.2%、均等割21,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額470,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.4%、資産割3.9%、均等割6,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額120,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額90,000円）

低所得世帯に対する税軽減措置の変更（6割・4割軽減を7割・5割軽減に拡大し、2割軽減を新設）

長寿（後期高齢者）医療制度へ移行する者を含む世帯の国保被保険者に対する税軽減措置の実施（国保単身世帯について平等割半額（5年間）、低所得者に対する税軽減の所得判定基準の見直し（5年間）、国保被保険者となる旧被用者保険被扶養者に対する税減免（応能割は賦課しない、応益割半額（2年間））

乳幼児の負担割合（2割）の拡大（3歳未満→義務教育就学前）

葬祭費1件30,000円から50,000円に引上げ

高額医療・高額介護合算制度の施行

特定健康診査、特定保健指導の実施

診療報酬引上げ0.38%、薬価基準引下げ1.2%

10 国民健康保険税の特別徴収を開始

平21. 1 産科医療補償制度の実施（制度に加入する医療機関での出産について、3万円を限度に出産育児一時金を加算支給する。）に伴い、1件あたり3万円追加支給し38万円に増額

4 介護保険税最高限度額を100,000円に改定

特別徴収と口座振替の選択制開始

75歳到達月の自己負担限度額を2分の1に適用

75歳到達者の特定健康診査・特定保健指導適用

7 21年経済危機対策に伴い、離職者に対する保険税減免を実施（21年分のみ）

10 国の緊急少子化対策に伴い、出産育児一時金を1件あたり4万円追加支給し42万円に増額（23年3月まで）

出産育児一時金の直接支払制度開始

平22. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割5.6%、資産割11.2%、均等割26,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額500,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.7%、資産割3.9%、均等割7,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額130,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額100,000円）

非自発的失業者に対する課税所得7割軽減実施

診療報酬引上げ1.55%、薬価基準引下げ1.36%

7 低所得者に対する保険税の減免制度開始

平23. 4 出産育児一時金増額（38万円から42万円へ）を恒久化

国民健康保険税最高限度額を改定

医療保険分 510,000円 後期高齢者支援金等分 140,000円 介護保険分 120,000円

平24. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割6.9%、資産割7.9%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額510,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割2.1%、資産割2.6%、均等割8,200円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額140,000円）、介護保険分（所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額120,000円）

診療報酬引上げ1.38%、薬価基準引下げ1.38%

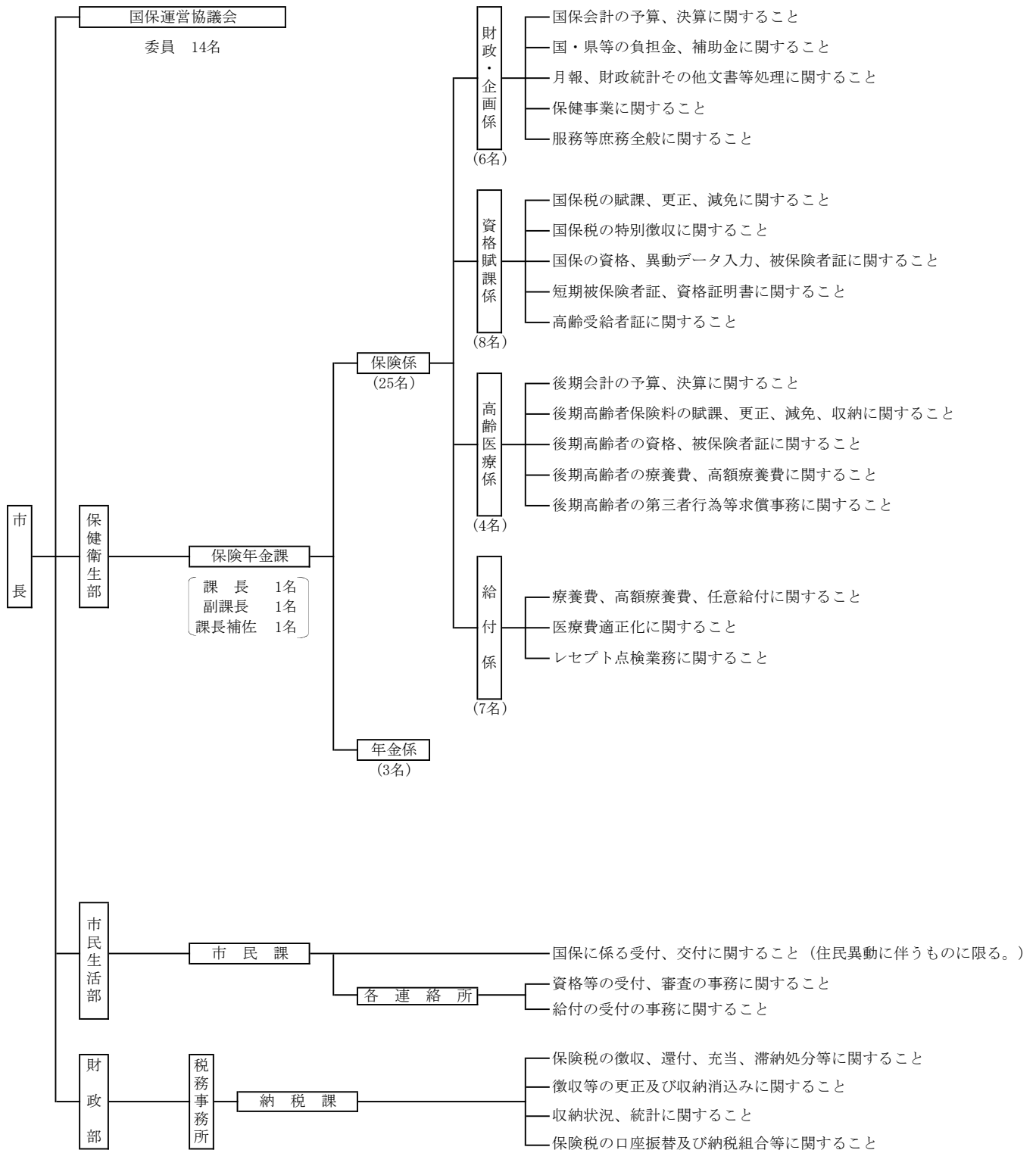
- 平 25. 4 特定同一世帯所属者制度の恒久化と特定世帯平等割減額制度の延長
- 平 26. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.1%、資産割 4.9%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 510,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 160,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 140,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.73%、薬価基準引下げ 0.63%
- 平 27. 4 国民健康保険税最高限度額を改定
 医療保険分 520,000 円 後期高齢者支援金等分 170,000 円 介護保険分 160,000 円
 保険税軽減基準の拡大
- 平 28. 2 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.6%、資産割 4.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 540,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 平 29. 4 診療報酬引上げ 0.49%、薬価基準引下げ 1.33%
 国民健康保険の都道府県単位化開始
 保険税軽減基準の拡大
- 平 30. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.89%、資産割 2.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 580,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.4%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.95%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.74%
- 平成 31. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.00%、資産割 1.45%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 610,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.59%、均等割 8,600 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 3.00%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 令和元. 10 診療報酬引上げ 0.41%、薬価基準引下げ 0.48%
 令和 2. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.10%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 630,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.91%、均等割 8,900 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.55%、均等割 9,100 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 170,000 円）
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.01%
- 令和 3. 4 保険税軽減基準額の見直し
- 令和 4. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.20%、均等割 27,000 円／人、平等割 16,200 円／世帯、最高限度額 650,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.80%、均等割 9,600 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 200,000 円）、介護保険分（所得割 3.00%、均等割 11,000 円／人、平等割 6,400 円／世帯、最高限度額 170,000 円）

診療報酬引上げ0.43%、薬価基準引き下げ1.37%

保 險 者

(1) 事務機構及び事務分掌

(R5. 4. 1現在)



(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名列(順不同)

(令和4年4月現在)

選出区分	所 属	氏 名
公 益 代 表	福井市自治会連合会	遠 田 公 一
	福井市社会福祉協議会	高 畑 和 子
	福井市老人クラブ連合会	井 上 美 智 子
	福井市連合婦人会	田 村 洋 子
国民健康保険医 及同薬剤師代表	(一社) 福井市医師会	田 中 章 善
	〃	村 北 肇
	(一社) 福井市歯科医師会	堀 江 謙 一
	(一社) 福井市薬剤師会	上 原 敏
被 保 険 者 代 表	川 西 地 区	上 山 幸 美
	あ た ご 地 区	千 田 マ リ
	あ ず ま 地 区	柿 中 絹 江
	み な み 地 区	山 田 陽 子
被 用 者 保 険 代 表	セーレン健康保険組合	竹 内 きよみ
	全 国 健 康 保 険 協 会 部 福 井 支 部	溝 渕 文 宏

(3) 国保運営協議会開催状況

年度	開催期日	協 議 事 項
11	11. 9. 2	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成10年度国保特別会計の決算について
	11.11. 4	先進地視察（1泊2日）松阪市、伊勢市
	12. 2.10	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成12年度国保特別会計の予算（案）について 3. 介護保険制度の施行に伴う条例等の一部改正について
12	12. 9.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成11年度国保特別会計の決算について
	12.11. 2	先進地視察三重県四日市市
	13. 2.15	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
13	13. 9. 6	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成12年度国保特別会計の決算について
	13.11.12	先進地視察（1泊2日）奈良市、宇治市
	14. 3. 7	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成14年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
14	14. 9.26	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の決算について
	15. 2.13	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成15年度国保特別会計の予算（案）について
15	15. 8.29	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成14年度国保特別会計の決算について
	16. 2.16	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成16年度国民健康保険特別会計の予算（案）について
16	16. 8.19	1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成15年度国保特別会計の決算について
	17. 2.23	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成17年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 市町村合併について
17	17. 8.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成16年度国保特別会計の決算について 4. 市町村合併に伴う国民健康保険の諸問題について

17	18. 1. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 17 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について 4. 福井市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正（案）について
18	18. 8. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 平成 17 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 17 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 18 年度国民健康保険特別会計及び診療所特別会計の補正予算について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	19. 2. 8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計 3 月補正予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計 3 月補正予算（案）について 4. 平成 19 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 5. 平成 19 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について
19	19. 8. 23	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 20 年度以降の国民健康保険税関係について 6. 70 歳以上「現役並み所得者」の判定に係る経過措置について
	20. 2. 7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険条例の一部改正（案）について 2. 国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止（案）について 3. 診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正（案）について 4. 国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国民健康保険税改定（案）について 6. 平成 19 年度国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 7. 平成 20 年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 8. 平成 20 年度国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について
20	20. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長の選出について 2. 平成 19 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 19 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導中間報告について 7. 福井市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付要綱について
	21. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導について 6. 福井市国民健康保険資格証明書交付審査会の結果について 7. 国保制度の改正について 8. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

21	21. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成20年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成20年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 離職者等に対する国民健康保険税の減免について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導の中間報告について 7. 高額医療・高額介護合算療養費制度について 8. ジェネリック医薬品の利用促進について 9. 国民健康保険被保険者証のカード化について
	22. 1. 28	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 2. 平成21年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 3. 平成22年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 4. 平成22年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について 6. 平成22年度税制改正に伴う市税賦課徴収条例の一部改正について
22	22. 8. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成21年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成21年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 4. 特定健診・特定保健指導の実施状況について
	23. 2. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成23年度福井市国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成23年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について
23	23. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成22年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成22年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施状況について 7. 国民健康保険被保険者証裏面の様式変更について
	24. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成24年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成24年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 5. 外来診療における高額療養費の現物給付化について 6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書について 7. 特定健康診査・特定保健指導について 8. 外部点検結果について（人間ドック助成事業）
24	24. 8. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成23年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 平成24年度国保税の当初賦課状況について 4. 住民基本台帳法の改正に伴う外国人住民の適用について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について

24	25. 2. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 第 2 期福井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国保財政の健全化方針について 6. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び人間ドック等の助成状況について
25	25. 8. 22	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 25 年度国保税の当初賦課状況について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について
	26. 2. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
26	26. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 平成 26 年度国保税の当初賦課状況について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
	27. 3. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
27	27. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 国民健康保険の都道府県化について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について
	28. 2. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について 6. 福井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について
28	28. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会副会長の選出について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 28 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 6. 保健事業の主な取組について 7. 国民健康保険の都道府県単位化について

28	29. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 保健事業の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
29	29. 8. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 保健事業等の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
	29. 10. 19	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国保の方向性について
	29. 12. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率について 2. 国民健康保険事業の赤字解消計画について
	30. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保の都道府県単位化に関するこれまでの協議内容について 2. 福井市国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率（案）について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険基金条例の一部改正について 6. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について 10. データヘルス計画等について
30	30. 11. 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 30 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 保健事業等の主な取組について 7. 平成 31 年度国民健康保険税率の設定について
	30. 12. 27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国民健康保険税率について
	31. 1. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 平成 31 年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 5. 福井市国民健康保険一部負担金減免取扱要綱の一部改正について 6. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 31 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 31 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について
R 元	1. 10. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 31 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて 7. 令和 2 年度国民健康保険税率の設定について

R元	2.1.30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和2年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて
R2	2.10.16 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について 2. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 令和元年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 7. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて
	3.2.4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和3年度国民健康保険税の税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて
R3	3.11.12 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について
	4.1.26～ 4.2.3 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和4年度国民健康保険税の税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和4年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 国民健康保険上味見診療所の運営体制の見直しについて 7. 保健事業等の主な取組みについて
R4	5.2.2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 令和5年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 4. 令和5年度国民健康保険税の税率（案）について 5. 国民健康保険関連の条例改正について 6. 保険事業等の主な取組みについて

被 保 險 者

(1)国民健康保険加入状況

(イ) 令和4年度月別加入状況

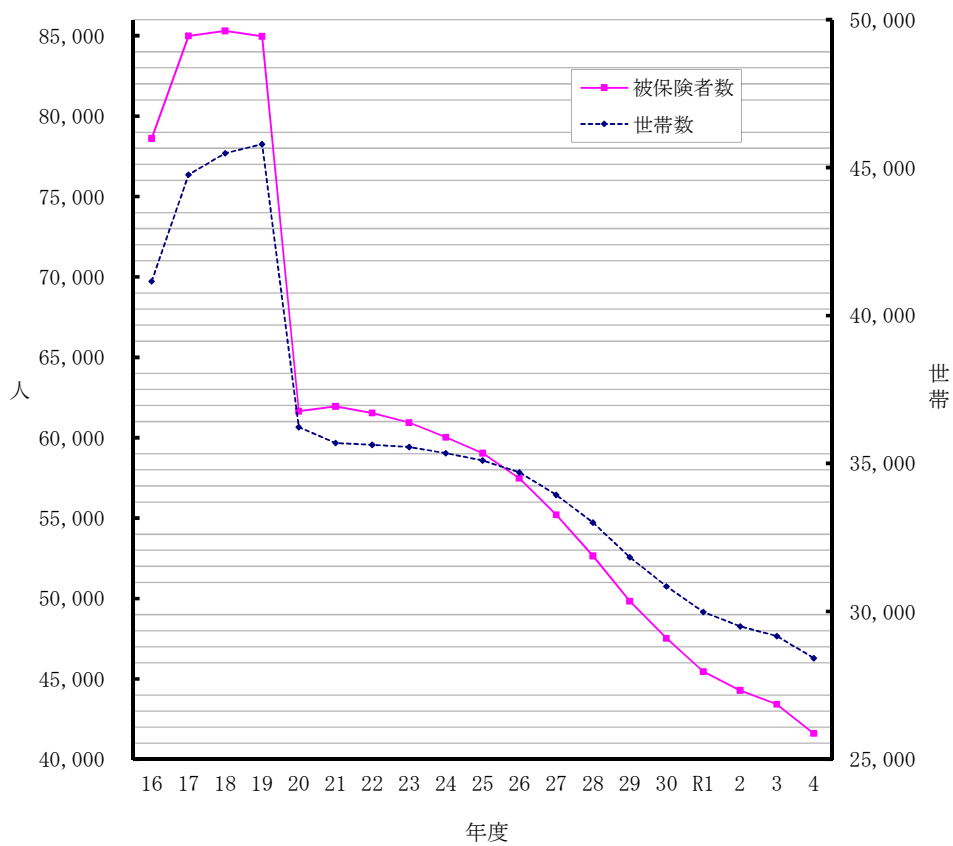
月	区分	住民登録		被保険者		加入割合 (%)	
		世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
	令和4年3月	105,638	258,198	28,587	42,231	27.06	16.36
	4月	106,159	258,515	29,031	42,863	27.35	16.58
	5月	106,295	258,497	28,915	42,536	27.20	16.46
	6月	106,454	258,485	28,893	42,476	27.14	16.43
	7月	106,539	258,491	28,709	42,143	26.95	16.30
	8月	106,633	258,404	28,565	41,826	26.79	16.19
	9月	106,718	258,286	28,566	41,724	26.77	16.15
	10月	106,745	258,188	28,224	41,219	26.44	15.96
	11月	106,807	258,085	28,100	40,945	26.31	15.86
	12月	106,800	257,911	27,961	40,718	26.18	15.79
	令和5年1月	106,697	257,510	27,798	40,392	26.05	15.69
	2月	106,609	257,185	27,689	40,225	25.97	15.64
	平均	106,508	258,146	28,420	41,608	26.68	16.12

(ロ) 年度別加入状況

年度	区分	住民登録 (平均)		被保険者 (平均)		加入割合 (%)	
		世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
	16年度	86,712	253,964	41,154	78,607	47.46	30.95
	17年度	92,439	271,491	44,756	84,979	48.42	31.30
	18年度	93,487	271,375	45,480	85,304	48.65	31.43
	19年度	94,186	270,979	45,790	84,958	48.62	31.35
	20年度	94,982	270,626	36,224	61,653	38.15	23.49
	21年度	95,602	269,939	35,688	61,953	37.33	22.95
	22年度	96,210	269,350	35,629	61,542	37.03	22.85
	23年度	96,973	268,971	35,556	60,942	36.67	22.66
	24年度	97,665	268,523	35,346	60,021	36.19	22.35
	25年度	98,461	267,890	35,101	59,043	35.65	22.04
	26年度	99,319	267,251	34,694	57,476	34.93	21.51
	27年度	100,130	266,607	33,937	55,210	33.89	20.71
	28年度	101,141	265,883	33,003	52,651	32.63	19.80
	29年度	102,230	265,225	31,832	49,831	31.14	18.79
	30年度	103,140	264,216	30,848	47,525	29.91	17.99
	令和元年度	104,193	263,236	29,978	45,457	28.77	17.27
	2年度	105,098	261,871	29,497	44,280	28.07	16.91
	3年度	105,735	260,016	29,167	43,417	27.59	16.70
	4年度	106,508	258,146	28,420	41,608	26.68	16.12

(2)被保險者数、世帯数年度別図表

年度	被保險者 (平均)	
	世帯数	被保險者数
16	41,154	78,607
17	44,756	84,979
18	45,480	85,304
19	45,790	84,958
20	36,224	61,653
21	35,688	61,953
22	35,629	61,542
23	35,556	60,942
24	35,346	60,021
25	35,101	59,043
26	34,694	57,476
27	33,937	55,210
28	33,003	52,651
29	31,832	49,831
30	30,848	47,525
R1	29,978	45,457
2	29,497	44,280
3	29,167	43,417
4	28,420	41,608



(3) 国民健康保険被保険者内訳

(イ) 令和4年度月別内訳

月	区分	一般被保険者		退職被保険者		計
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
令和4年3月		42,231	100.00	0	0.00	42,231
4月		42,863	100.00	0	0.00	42,863
5月		42,536	100.00	0	0.00	42,536
6月		42,476	100.00	0	0.00	42,476
7月		42,143	100.00	0	0.00	42,143
8月		41,826	100.00	0	0.00	41,826
9月		41,724	100.00	0	0.00	41,724
10月		41,219	100.00	0	0.00	41,219
11月		40,945	100.00	0	0.00	40,945
12月		40,718	100.00	0	0.00	40,718
令和5年1月		40,392	100.00	0	0.00	40,392
2月		40,225	100.00	0	0.00	40,225
平均		41,608	100.00	0	0.00	41,608

(ロ) 年度別内訳

(年度平均)

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者	老人保健対象被保険者	計
16		42,211	13,094	23,302	78,607
17		44,728	15,741	24,510	84,979
18		44,469	17,161	23,674	85,304
19		43,704	18,287	22,967	84,958
20		56,569	5,084		61,653
21		57,553	4,400		61,953
22		56,816	4,726		61,542
23		55,725	5,217		60,942
24		54,934	5,087		60,021
25		54,500	4,543		59,043
26		53,762	3,714		57,476
27		52,407	2,803		55,210
28		50,865	1,786		52,651
29		48,886	945		49,831
30		47,115	411		47,525
R1		45,360	97		45,457
2		44,279	1		44,280
3		43,417	0		43,417
4		41,608	0		41,608

(4)被保険者事由別異動状況

(イ) 資格取得

事由 月	転入	社会保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
令和4年4月	309	1,199	12	11	0	80	1,611
5月	224	448	14	12	0	54	752
6月	146	458	9	3	2	87	705
7月	105	454	16	9	2	47	633
8月	112	477	4	6	1	44	644
9月	169	398	9	3	0	33	612
10月	119	468	8	3	1	56	655
11月	134	392	15	7	0	46	594
12月	71	417	6	6	1	44	545
令和5年1月	92	494	11	7	0	48	652
2月	110	447	6	12	0	39	614
3月	271	445	9	10	0	56	791
計	1,862	6,097	119	89	7	634	8,808

(ロ) 資格喪失

事由 月	転出	社会保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
令和4年4月	169	430	12	27	291	50	979
5月	147	568	15	26	253	70	1,079
6月	120	365	11	20	221	28	765
7月	97	517	16	28	251	57	966
8月	92	479	21	19	310	40	961
9月	99	293	24	21	251	26	714
10月	125	697	16	22	267	33	1,160
11月	92	481	16	25	221	33	868
12月	80	427	31	26	185	23	772
令和5年1月	61	457	7	38	386	29	978
2月	104	299	18	24	303	33	781
3月	244	327	18	18	345	38	990
計	1,430	5,340	205	294	3,284	460	11,013

保 險 給 付

(1) 医療費費目別年度別給付状況

一般被保険者療養給付費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	674,386	18,512,860,318	13,541,007,077	4,599,010,346	372,842,895
R1	669,422	18,232,473,056	13,374,952,097	4,522,875,797	334,645,162
2	623,783	16,942,257,945	12,454,799,153	4,167,070,229	320,388,563
3	656,324	18,080,886,251	13,321,238,833	4,403,288,992	356,358,426
4	653,774	17,970,219,868	13,254,038,871	4,311,896,545	404,284,452

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	418,056	11,623,972,415	8,721,729,354	2,797,335,815	104,907,246
R1	414,694	11,456,939,268	8,635,389,174	2,765,671,105	55,878,989
2	392,396	10,666,525,796	8,066,411,680	2,538,892,918	61,221,198
3	415,086	11,261,866,918	8,552,412,896	2,639,957,989	69,496,033
4	409,638	11,324,414,848	8,601,847,908	2,630,509,787	92,057,153

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	221,259	6,357,239,852	5,051,442,461	1,242,087,851	63,709,540
R1	233,169	6,665,549,362	5,297,062,710	1,344,706,452	23,780,200
2	234,057	6,417,267,938	5,105,112,014	1,285,551,906	26,604,018
3	260,142	7,164,423,067	5,699,457,438	1,437,279,234	27,686,395
4	257,631	7,182,626,541	5,714,876,014	1,428,831,366	38,919,161

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	13,619	324,289,770	226,111,772	97,417,398	760,600
R1	15,227	357,773,387	249,959,110	107,109,998	704,279
2	15,010	323,465,274	225,454,977	97,260,218	750,079
3	16,890	410,644,722	285,753,800	122,896,551	1,994,371
4	16,864	397,508,149	276,807,541	118,235,181	2,465,427

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	13,836	171,175,561	136,431,002	5,752,751	28,991,808
R1	12,532	175,556,247	139,070,963	5,218,699	31,266,585
2	9,036	126,745,980	100,915,528	4,516,120	21,314,332
3	10,863	140,504,576	111,874,596	667,012	27,962,968
4	10,919	160,863,698	128,223,020	5,973,545	26,667,133

一般被保険者療養費

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		18,516	148,412,112	108,806,689	38,638,782	966,641
	R1	18,204	153,061,506	114,315,225	38,708,007	38,274
	2	15,909	130,004,830	95,886,031	34,118,799	0
	3	16,814	146,801,119	110,258,410	36,542,709	0
	4	15,948	145,544,652	109,273,203	36,271,449	0

一般被保険者療養費（前期高齢者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		10,975	91,838,128	69,310,431	21,561,056	966,641
	R1	10,869	90,569,472	68,295,036	22,236,162	38,274
	2	9,332	79,197,598	60,246,401	18,951,197	0
	3	10,001	83,950,950	64,065,330	19,885,620	0
	4	9,451	77,525,940	59,242,902	18,283,038	0

一般被保険者療養費（70歳以上一般）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		5,894	50,649,711	40,479,138	9,203,932	966,641
	R1	6,281	51,732,846	41,728,040	9,966,532	38,274
	2	5,664	47,968,618	38,384,032	9,584,586	0
	3	6,048	51,822,195	41,456,093	10,366,102	0
	4	5,742	49,840,779	39,863,705	9,977,074	0

一般被保険者療養費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		342	2,889,401	2,022,541	866,860	0
	R1	433	3,838,604	2,686,057	1,152,547	0
	2	402	3,241,033	2,268,663	972,370	0
	3	464	3,616,843	2,531,746	1,085,097	0
	4	474	998,440	698,875	299,565	0

一般被保険者療養費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		38	664,080	528,784	135,296	0
	R1	49	840,846	670,438	170,408	0
	2	47	843,356	666,733	176,623	0
	3	28	637,943	510,352	127,591	0
	4	31	659,279	527,420	131,859	0

一般被保険者療養諸費

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	692,902	18,661,272,430	13,649,813,766	4,637,649,128	373,809,536
R1	687,626	18,385,534,562	13,489,267,322	4,561,583,804	334,683,436
2	639,692	17,072,262,775	12,550,685,184	4,201,189,028	320,388,563
3	673,138	18,227,687,370	13,431,497,243	4,439,831,701	356,358,426
4	669,722	18,115,764,520	13,363,312,074	4,348,167,994	404,284,452

一般被保険者療養諸費（前期高齢者）：（再掲）

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	429,031	11,715,810,543	8,791,039,785	2,818,896,871	105,873,887
R1	425,563	11,547,508,740	8,703,684,210	2,787,907,267	55,917,263
2	401,728	10,745,723,394	8,126,658,081	2,557,844,115	61,221,198
3	425,087	11,345,817,868	8,616,478,226	2,659,843,609	69,496,033
4	419,089	11,401,940,788	8,661,090,810	2,648,792,825	92,057,153

一般被保険者療養諸費（70歳以上一般）：（再掲）

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	227,153	6,407,889,563	5,091,921,599	1,251,291,783	64,676,181
R1	239,450	6,717,282,208	5,338,790,750	1,354,672,984	23,818,474
2	239,721	6,465,236,556	5,143,496,046	1,295,136,492	26,604,018
3	266,190	7,216,245,262	5,740,913,531	1,447,645,336	27,686,395
4	263,373	7,232,467,320	5,754,739,719	1,438,808,440	38,919,161

一般被保険者療養諸費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	13,961	327,179,171	228,134,313	98,284,258	760,600
R1	15,660	361,611,991	252,645,167	108,262,545	704,279
2	15,412	326,706,307	227,723,640	98,232,588	750,079
3	17,354	414,261,565	288,285,546	123,981,648	1,994,371
4	17,338	398,506,589	277,506,416	118,534,746	2,465,427

一般被保険者療養諸費（未就学児）：（再掲）

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	13,874	171,839,641	136,959,786	5,888,047	28,991,808
R1	12,581	176,397,093	139,741,401	5,389,107	31,266,585
2	9,083	127,589,336	101,582,261	4,692,743	21,314,332
3	10,891	141,142,519	112,384,948	794,603	27,962,968
4	10,950	161,522,977	128,750,440	6,105,404	26,667,133

退職被保険者等療養給付費

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	6,943	166,784,676	116,338,743	47,563,918	2,882,015
R1	1,756	45,578,593	31,634,482	13,382,756	561,355
2	20	170,010	119,007	50,855	148
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	46	474,590	379,672	43,010	51,908
R1	3	11,390	9,112	0	2,278
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養費

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	124	1,009,056	706,328	302,728	0
R1	48	268,640	188,044	80,596	0
2	3	11,800	8,260	3,540	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養諸費

年度\区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30	7,067	167,793,732	117,045,071	47,866,646	2,882,015
R1	1,804	45,847,233	31,822,526	13,463,352	561,355
2	23	181,810	127,267	54,395	148
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養諸費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
30		46	474,590	379,672	43,010	51,908
R1		3	11,390	9,112	0	2,278
2		0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0
4		0	0	0	0	0

療養諸費被保険者1人当たり額

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者等	計
29		390,170	407,757	390,504
30		396,079	408,257	396,193
R1		405,325	472,652	405,469
2		385,561	181,810	385,557
3		419,828	0	419,828
4		435,391	0	435,391

※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）

年度	区分	一般被保険者	一般被保険者数	一般費用額	退職被保険者等	退職被保険者数	退職費用額	計
28		351,392	30,483,644	10,711,707,518,000	410,263	767,898	315,039,905,000	352,839
29		361,272	29,172,507	10,539,210,516,000	427,141	398,048	170,022,522,000	362,159
30		386,954	28,165,344	10,898,695,385,000	443,826	148,878	66,075,884,000	387,253
R1		399,169	27,169,493	10,845,213,702,000	455,572	26,835	12,225,284,000	399,224
2		370,875	26,537,405	9,842,050,410,000	1,088,197	223	242,668,000	390,689
3		394,730	25,993,698	10,260,491,415,000	-43,462	39	-1,695,000	394,729

(2)療養給付費内訳年度別状況(診療費)

一般被保険者療養給付費

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	13,018	207,890	7,238,537,833	27.630	15.97	556,041	153,636
R1	12,570	201,173	7,139,403,612	27.712	16.00	567,972	157,394
2	11,161	180,702	6,480,887,264	25.206	16.19	580,673	146,365
3	11,875	185,466	6,941,019,675	27.351	15.62	584,507	159,869
4	10,997	171,397	6,905,081,439	26.430	15.59	627,906	165,956

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	417,324	655,761	7,233,667,949	885.756	1.57	17,333	153,532
R1	407,432	631,546	7,025,968,482	898.219	1.55	17,245	154,893
2	375,438	568,119	6,502,064,549	847.892	1.51	17,319	146,843
3	393,003	594,403	7,039,251,883	905.182	1.51	17,911	162,131
4	386,415	576,876	7,012,407,660	928.704	1.49	18,147	168,535

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	76,880	148,078	1,085,338,451	163.175	1.93	14,117	23,036
R1	76,933	143,645	1,070,383,520	169.605	1.87	13,913	23,598
2	68,687	126,440	999,034,510	155.123	1.84	14,545	22,562
3	73,207	131,394	1,059,287,360	168.614	1.79	14,470	24,398
4	71,939	124,484	1,036,262,000	172.897	1.73	14,405	24,905

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	507,222	1,011,729	15,557,544,233	1,076.562	1.99	30,672	330,204
R1	496,935	976,364	15,235,755,614	1,095.536	1.96	30,659	335,885
2	455,286	875,261	13,981,986,323	1,028.221	1.92	30,710	315,770
3	478,085	911,263	15,039,558,918	1,101.147	1.91	31,458	346,398
4	469,351	872,757	14,953,751,099	1,128.031	1.86	31,860	359,396

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	7,700	111,119	4,593,221,050	33.188	14.43	596,522	197,975
R1	7,523	108,542	4,540,964,989	34.402	14.43	603,611	207,653
2	6,644	96,021	4,127,732,056	30.513	14.45	621,272	189,572
3	7,041	100,526	4,379,689,154	32.337	14.28	622,027	201,143
4	6,789	94,829	4,514,233,961	32.451	13.97	664,934	215,775

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	264,795	413,967	4,633,935,324	1,141.309	1.56	17,500	199,730
R1	258,615	397,270	4,512,663,778	1,182.618	1.54	17,449	206,359
2	243,094	361,795	4,225,319,976	1,116.442	1.49	17,381	194,053
3	255,772	380,773	4,473,813,450	1,174.667	1.49	17,491	205,466
4	248,410	366,229	4,413,709,629	1,187.372	1.47	17,768	210,970

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	44,932	89,242	663,345,710	193.664	1.99	14,763	28,591
R1	45,066	86,105	644,773,870	206.082	1.91	14,307	29,485
2	39,815	74,432	589,501,200	182.856	1.87	14,806	27,074
3	42,976	78,643	635,442,600	197.373	1.83	14,786	29,184
4	42,636	75,575	630,929,830	203.795	1.77	14,798	30,158

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	317,427	614,328	9,890,502,084	1,368.161	1.94	31,158	426,296
R1	311,204	591,917	9,698,402,637	1,423.102	1.90	31,164	443,497
2	289,553	532,248	8,942,553,232	1,329.811	1.84	30,884	410,699
3	305,789	559,942	9,488,945,204	1,404.377	1.83	31,031	435,792
4	297,835	536,633	9,558,873,420	1,423.617	1.80	32,095	456,903

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	4,250	60,790	2,557,514,800	41.071	14.30	601,768	247,151
R1	4,478	63,781	2,739,048,041	39.305	14.24	611,668	240,415
2	4,005	56,234	2,499,771,930	33.140	14.04	624,163	206,849
3	4,539	63,420	2,826,979,300	37.559	13.97	622,820	233,925
4	4,389	60,479	2,916,955,647	35.372	13.78	664,606	235,087

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	140,949	224,864	2,534,200,195	1,362.089	1.60	17,980	244,898
R1	146,152	227,783	2,569,248,565	1,282.823	1.56	17,579	225,511
2	146,190	221,341	2,551,753,000	1,209.681	1.51	17,455	211,150
3	161,691	243,818	2,835,479,339	1,337.948	1.51	17,536	234,628
4	157,860	235,150	2,748,591,489	1,272.244	1.49	17,412	221,518

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	23,262	46,378	348,704,630	224.797	1.99	14,990	33,698
R1	24,371	46,822	350,803,440	213.912	1.92	14,394	30,791
2	22,405	42,504	338,700,160	185.395	1.90	15,117	28,026
3	25,252	46,736	377,738,920	208.953	1.85	14,959	31,257
4	25,278	45,242	377,049,930	203.723	1.79	14,916	30,388

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	168,461	332,032	5,440,419,625	1,627.957	1.97	32,295	525,746
R1	175,001	338,386	5,659,100,046	1,536.040	1.93	32,338	496,717
2	172,600	320,079	5,390,225,090	1,428.217	1.85	31,230	446,026
3	191,482	353,974	6,040,197,559	1,584.460	1.85	31,544	499,809
4	187,527	340,871	6,042,597,066	1,511.339	1.82	32,223	486,992

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	177	1,803	105,524,070	28.275	10.19	596,181	168,569
R1	201	1,886	120,109,260	27.347	9.38	597,559	163,414
2	165	1,614	102,027,410	21.236	9.78	618,348	131,309
3	230	2,508	164,985,900	29.601	10.90	717,330	212,337
4	197	2,121	143,912,600	24.321	10.77	730,521	177,670

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	8,488	13,590	139,482,820	1,355.911	1.60	16,433	222,816
R1	9,496	14,900	156,184,410	1,291.973	1.57	16,447	212,496
2	9,341	13,790	141,851,730	1,202.188	1.48	15,186	182,563
3	10,408	15,364	156,488,300	1,339.511	1.48	15,035	201,401
4	10,277	15,385	171,637,410	1,268.765	1.50	16,701	211,898

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	1,770	3,442	25,264,490	282.748	1.94	14,274	40,359
R1	1,779	3,318	24,059,710	242.041	1.87	13,524	32,734
2	1,630	3,026	23,707,410	209.781	1.86	14,544	30,511
3	1,863	3,422	28,331,720	239.768	1.84	15,208	36,463
4	1,932	3,360	26,662,010	238.519	1.74	13,800	32,916

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	10,435	18,835	270,271,380	1,666.933	1.80	25,900	431,743
R1	11,476	20,104	300,353,380	1,561.361	1.75	26,172	408,644
2	11,136	18,430	267,586,550	1,433.205	1.65	24,029	344,384
3	12,501	21,294	349,805,920	1,608.880	1.70	27,982	450,201
4	12,406	20,866	342,212,020	1,531.605	1.68	27,584	422,484

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	173	1,004	55,073,020	14.624	5.80	318,341	46,554
R1	205	1,535	72,840,072	22.258	7.49	355,317	79,088
2	124	918	51,624,760	14.171	7.40	416,329	59,000
3	155	924	46,400,470	17.714	5.96	299,358	53,029
4	112	816	60,629,980	15.013	7.29	541,339	81,273

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	9,623	14,307	90,077,571	813.440	1.49	9,361	76,143
R1	8,544	12,755	78,165,739	927.687	1.49	9,149	84,871
2	5,965	8,259	55,027,590	681.714	1.38	9,225	62,889
3	6,805	9,767	69,989,790	777.714	1.44	10,285	79,988
4	6,853	9,545	78,501,890	918.633	1.39	11,455	105,230

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	1,084	1,627	11,574,490	91.631	1.50	10,678	9,784
R1	1,037	1,504	10,390,980	112.595	1.45	10,020	11,282
2	919	1,255	9,505,690	105.029	1.37	10,344	10,864
3	928	1,131	9,169,830	106.057	1.22	9,881	10,480
4	862	1,114	8,458,980	115.550	1.29	9,813	11,339

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	10,880	16,938	156,725,081	919.696	1.56	14,405	132,481
R1	9,786	15,794	161,396,791	1,062.541	1.61	16,493	175,241
2	7,008	10,432	116,158,040	800.914	1.49	16,575	132,752
3	7,888	11,822	125,560,090	901.486	1.50	15,918	143,497
4	7,827	11,475	147,590,850	1,049.196	1.47	18,857	197,843

退職被保険者等療養給付費

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	90	1,263	46,724,600	21.898	14.03	519,162	113,685
R1	36	557	17,502,530	37.113	15.47	486,181	180,438
2	0	0	-640	0.000	0.00	0	-640
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	4,323	7,410	79,329,300	1,051.825	1.71	18,351	193,015
R1	1,088	1,802	19,226,020	1,121.649	1.66	17,671	198,206
2	13	15	115,420	1,300.000	1.15	8,878	115,420
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	899	1,723	12,633,040	218.735	1.92	14,052	30,737
R1	209	386	2,589,410	215.464	1.85	12,390	26,695
2	2	2	48,440	200.000	1.00	24,220	48,440
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	5,276	10,357	138,250,600	1,283.698	1.96	26,204	336,376
R1	1,333	2,745	39,317,960	1,374.227	2.06	29,496	405,340
2	15	17	163,220	1,500.000	1.13	10,881	163,220
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	0	0	0	0.000	0.00	0	0
R1	0	0	0	0.000	0.00	0	0
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	31	34	406,540	3,100.000	1.10	13,114	406,540
R1	2	2	9,600	200.000	1.00	4,800	9,600
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	5	5	29,800	500.000	1.00	4,414	29,800
R1	0	0	0	0.000	1.00	4,414	0
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
30	36	39	436,340	3,600.000	1.08	12,121	436,340
R1	2	2	9,600	200.000	1.00	4,800	9,600
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

※参考:療養給付費内訳年度別状況(全国市町村国保合計)

一般被保険者療養給付費

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	6,981,287	111,096,754	3,840,085,000,000	29,172,507	23.931	15.91	550,054	131,634
30	6,806,739	108,331,024	3,818,769,632,000	28,165,344	24.167	15.92	561,028	135,584
R1	6,625,991	105,871,248	3,795,104,909,000	27,169,493	24.388	15.98	572,760	139,683
2	6,210,953	99,866,813	3,647,235,917,000	26,537,405	23.405	16.08	587,226	137,438
3	6,175,810	98,688,814	3,761,298,908,000	25,993,698	23.759	15.98	609,037	144,700

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	248,180,152	388,898,808	3,672,995,025,000	29,172,507	850.733	1.57	14,800	125,906
30	242,183,246	374,562,549	3,630,786,975,000	28,165,344	859.863	1.55	14,992	128,910
R1	235,300,322	359,892,638	3,606,514,646,000	27,169,493	866.046	1.53	15,327	132,741
2	212,659,518	319,873,079	3,398,803,309,000	26,537,405	801.358	1.50	15,982	128,076
3	220,990,552	332,311,612	3,611,155,252,000	25,993,698	850.170	1.50	16,341	138,924

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	56,384,384	106,045,108	729,333,295,000	29,172,507	193.279	1.88	12,935	25,001
30	55,409,301	101,749,556	713,633,763,000	28,165,344	196.729	1.84	12,879	25,337
R1	55,408,944	98,961,839	703,396,338,000	27,169,493	203.938	1.79	12,695	25,889
2	49,194,664	87,884,202	667,650,651,000	26,537,405	185.379	1.79	13,572	25,159
3	52,126,531	90,017,057	700,499,897,000	25,993,698	200.535	1.73	13,438	26,949

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	311,545,823	606,040,670	8,242,413,320,000	29,172,507	1,067.943	1.95	26,457	282,540
30	304,399,286	584,643,129	8,163,190,370,000	28,165,344	1,080.758	1.92	26,817	289,831
R1	297,335,257	564,725,725	8,105,015,893,000	27,169,493	1,094.372	1.90	27,259	298,313
2	268,065,135	507,624,094	7,713,689,877,000	26,537,405	1,010.141	1.89	28,775	290,672
3	279,292,893	521,017,483	8,072,954,057,000	25,993,698	1,074.464	1.87	28,905	310,574

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	3,985,806	57,341,332	2,320,959,388,000	12,365,404	32.234	14.39	582,306	187,698
30	3,907,657	56,147,624	2,317,478,307,000	12,144,001	32.178	14.37	593,061	190,833
R1	3,813,067	55,029,306	2,305,932,371,000	11,841,774	32.200	14.43	604,745	194,729
2	3,598,530	52,257,286	2,228,564,669,000	11,772,359	30.568	14.52	619,299	189,305
3	3,619,879	52,473,272	2,324,515,659,000	11,753,680	30.798	14.50	642,153	197,769

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	148,628,006	234,197,250	2,234,427,770,000	12,365,404	1,201.966	1.58	15,034	180,700
30	145,381,696	225,336,077	2,211,462,536,000	12,144,001	1,197.148	1.55	15,211	182,103
R1	141,476,619	216,225,259	2,202,471,206,000	11,841,774	1,194.725	1.53	15,568	185,992
2	131,055,522	195,534,556	2,102,129,756,000	11,772,359	1,113.248	1.49	16,040	178,565
3	136,216,446	204,064,055	2,237,640,065,000	11,753,680	1,158.926	1.50	16,427	190,378

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	30,968,484	59,176,074	403,678,083,000	12,365,404	250.445	1.91	13,035	32,646
30	30,658,992	57,134,609	396,990,560,000	12,144,001	252.462	1.86	12,949	32,690
R1	30,834,690	55,889,234	393,022,877,000	11,841,774	260.389	1.81	12,746	33,190
2	27,192,859	49,002,170	369,715,395,000	11,772,359	230.989	1.80	13,596	31,405
3	29,162,217	50,980,258	392,906,991,000	11,753,680	248.111	1.75	13,473	33,428

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	183,582,296	350,714,656	4,959,065,241,000	12,365,404	1,484.645	1.91	27,013	401,044
30	179,948,345	338,618,310	4,925,931,403,000	12,144,001	1,481.788	1.88	27,374	405,627
R1	176,124,376	327,143,799	4,901,426,454,000	11,841,774	1,487.314	1.86	27,829	413,910
2	161,846,911	296,794,012	4,700,409,820,000	11,772,359	1,374.804	1.83	29,042	399,275
3	168,998,542	307,517,585	4,955,062,715,000	11,753,680	1,437.835	1.82	29,320	421,575

一般被保険者療養給付費 (70歳以上一般) : (再掲)

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	2,016,834	28,775,584	1,174,602,229,000	5,413,191	37.258	14.27	582,399	216,989
30	2,082,542	29,668,376	1,233,498,849,000	5,697,661	36.551	14.25	592,304	216,492
R1	2,146,231	30,723,419	1,299,349,586,000	5,945,567	36.098	14.32	605,410	218,541
2	2,134,771	30,755,123	1,322,944,454,000	6,301,165	33.879	14.41	619,713	209,952
3	2,247,016	32,430,235	1,443,225,320,000	6,608,853	34.000	14.43	642,285	218,378

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	73,500,073	119,270,835	1,106,432,533,000	5,413,191	1,357.796	1.62	15,053	204,396
30	75,732,265	120,044,705	1,156,189,382,000	5,697,661	1,329.182	1.59	15,267	202,924
R1	77,629,494	120,672,163	1,213,718,707,000	5,945,567	1,305.670	1.55	15,635	204,138
2	76,041,798	114,909,289	1,223,680,546,000	6,301,165	1,206.790	1.51	16,092	194,199
3	82,336,386	124,709,146	1,357,735,640,000	6,608,853	1,245.850	1.51	16,490	205,442

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	14,333,903	27,619,800	190,967,335,000	5,413,191	264.796	1.93	13,323	35,278
30	15,055,741	28,255,879	198,678,907,000	5,697,661	264.244	1.88	13,196	34,870
R1	16,051,110	29,267,594	207,776,213,000	5,945,567	269.968	1.82	12,945	34,946
2	14,999,143	27,175,377	206,905,994,000	6,301,165	238.038	1.81	13,795	32,836
3	16,770,349	29,494,994	229,302,544,000	6,608,853	253.756	1.76	13,673	34,696

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	89,850,810	175,666,219	2,472,002,097,000	5,413,191	1,659.849	1.96	27,512	456,663
30	92,870,548	177,968,960	2,588,367,138,000	5,697,661	1,629.977	1.92	27,871	454,286
R1	95,826,835	180,663,176	2,720,844,506,000	5,945,567	1,611.736	1.89	28,393	457,626
2	93,175,712	172,839,789	2,753,530,994,000	6,301,165	1,478.706	1.85	29,552	436,988
3	101,353,751	186,634,375	3,030,263,504,000	6,608,853	1,533.606	1.84	29,898	458,516

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	125,672	1,394,354	75,697,524,000	412,944	30.433	11.10	602,342	183,312
30	131,141	1,439,439	81,392,693,000	437,478	29.977	10.98	620,650	186,050
R1	131,913	1,452,312	83,093,013,000	453,930	29.060	11.01	629,908	183,052
2	127,191	1,391,562	82,600,057,000	478,543	26.579	10.94	649,417	172,607
3	133,362	1,452,567	90,658,656,000	499,173	26.717	10.89	679,794	181,618

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	5,469,481	8,334,267	81,185,073,000	412,944	1,324.509	1.52	14,843	196,601
30	5,762,378	8,672,505	85,960,497,000	437,478	1,317.181	1.51	14,918	196,491
R1	5,949,809	8,846,307	90,350,387,000	453,930	1,310.733	1.49	15,185	199,040
2	5,721,636	8,300,929	89,595,493,000	478,543	1,195.637	1.45	15,659	187,226
3	6,223,523	9,053,380	99,596,672,000	499,173	1,246.767	1.45	16,003	199,523

歯科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	1,232,716	2,279,363	15,078,681,000	412,944	298.519	1.85	12,232	36,515
30	1,303,859	2,364,118	15,982,543,000	437,478	298.040	1.81	12,258	36,533
R1	1,383,146	2,439,706	16,691,406,000	453,930	304.705	1.76	12,068	36,771
2	1,271,046	2,239,018	16,512,435,000	478,543	265.607	1.76	12,991	34,506
3	1,427,100	2,445,406	18,449,480,000	499,173	285.893	1.71	12,928	36,960

計（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	6,827,869	12,007,984	171,961,278,000	412,944	1,653.461	1.76	25,185	416,428
30	7,197,378	12,476,062	183,335,733,000	437,478	1,645.198	1.73	25,473	419,074
R1	7,464,868	12,738,325	190,134,806,000	453,930	1,644.498	1.71	25,471	418,864
2	7,119,873	11,931,509	188,707,985,000	478,543	1,487.823	1.68	26,504	394,339
3	7,783,985	12,951,353	208,704,808,000	499,173	1,559.376	1.66	26,812	418,101

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	136,499	936,161	59,487,381,000	795,426	17.160	6.86	435,808	74,787
30	124,068	851,742	55,456,800,000	731,846	16.953	6.87	446,987	75,777
R1	115,077	796,345	52,971,644,000	675,948	17.025	6.92	460,315	78,366
2	83,194	614,788	44,375,250,000	628,271	13.242	7.39	533,395	70,631
3	86,938	621,509	44,592,949,000	580,326	14.981	7.15	512,928	76,841

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	7,234,792	11,180,262	64,896,170,000	795,426	909.549	1.55	8,970	81,587
30	6,610,915	10,079,493	59,244,578,000	731,846	903.321	1.52	8,962	80,952
R1	6,083,734	9,169,089	54,848,089,000	675,948	900.030	1.51	9,016	81,142
2	4,000,176	5,654,342	38,084,049,000	628,271	636.696	1.41	9,521	60,617
3	4,421,250	6,398,073	49,499,759,000	580,326	761.856	1.45	11,196	85,296

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	996,072	1,461,253	10,077,865,000	795,426	125.225	1.47	10,118	12,670
30	935,092	1,341,218	9,529,998,000	731,846	127.772	1.43	10,192	13,022
R1	886,391	1,235,250	9,022,514,000	675,948	131.133	1.39	10,179	13,348
2	768,821	1,074,611	8,214,565,000	628,271	122.371	1.40	10,685	13,075
3	765,948	1,021,537	8,199,392,000	580,326	131.986	1.33	10,705	14,129

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	8,367,363	13,577,676	134,461,416,000	795,426	1,051.935	1.62	16,070	169,043
30	7,670,075	12,272,453	124,231,376,000	731,846	1,048.045	1.60	16,197	169,751
R1	7,085,202	11,200,684	116,842,247,000	675,948	1,048.187	1.58	16,491	172,857
2	4,852,191	7,343,741	90,673,864,000	628,271	772.309	1.51	18,687	144,323
3	5,274,136	8,041,119	102,292,100,000	580,326	908.823	1.52	19,395	176,267

退職被保険者等療養給付費

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	98,759	1,476,405	58,481,648,000	398,048	24.811	14.95	592,165	146,921
30	38,269	588,844	23,089,895,000	148,878	25.705	15.39	603,358	155,093
R1	6,480	102,449	4,113,029,000	26,835	24.148	15.81	634,727	153,271
2	-252	1,907	89,436,000	223	—	—	—	—
3	-138	472	-2,579,000	39	—	—	—	—

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	3,790,688	5,951,882	63,657,353,000	398,048	952.319	1.57	16,793	159,924
30	1,481,247	2,305,831	24,538,372,000	148,878	994.940	1.56	16,566	164,822
R1	286,616	437,705	4,507,477,000	26,835	1,068.068	1.53	15,727	167,970
2	4,242	6,859	68,801,000	223	—	—	—	—
3	-1,005	706	-9,758,000	39	—	—	—	—

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	900,615	1,707,084	11,523,353,000	398,048	226.258	1.90	12,795	28,950
30	351,236	650,666	4,438,337,000	148,878	235.922	1.85	12,636	29,812
R1	72,097	128,512	880,872,000	26,835	268.668	1.78	12,218	32,825
2	1,422	2,682	20,850,000	223	—	—	—	—
3	-645	-542	-7,150,000	39	—	—	—	—

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	4,790,062	9,135,371	133,662,354,000	398,048	1,203.388	1.91	27,904	335,795
30	1,870,752	3,545,341	52,066,604,000	148,878	1,256.567	1.90	27,832	349,727
R1	365,193	668,666	9,501,378,000	26,835	1,360.883	1.83	26,017	354,067
2	5,412	11,448	179,087,000	223	—	—	—	—
3	-1,788	636	-19,487,000	39	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。

そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	43	532	35,063,000	194	22.165	12.37	815,419	180,737
30	6	24	1,253,000	56	10.714	4.00	208,833	22,375
R1	5	48	7,007,000	10	50.000	9.60	1,401,400	700,700
2	-1	-3	-189,000	0	—	—	—	—
3	0	0	0	0	—	—	—	—

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	1,734	2,690	18,434,000	194	893.814	1.55	10,631	95,021
30	538	829	5,449,000	56	960.714	1.54	10,128	97,304
R1	89	128	914,000	10	890.000	1.44	10,270	91,400
2	0	0	-128,000	0	—	—	—	—
3	1	1	6,000	0	—	—	—	—

歯科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	277	451	2,808,000	194	142.784	1.63	10,137	14,474
30	78	139	1,032,000	56	139.286	1.78	13,231	18,429
R1	17	25	146,000	10	170.000	1.47	8,588	14,600
2	0	0	0	0	—	—	—	—
3	0	0	0	0	—	—	—	—

計（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1 件あたり日数	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
29	2,054	3,673	56,305,000	194	1,058.763	1.79	27,412	290,232
30	622	992	7,734,000	56	1,110.714	1.59	12,434	138,107
R1	111	201	8,067,000	10	1,110.000	1.81	72,676	806,700
2	-1	-3	-317,000	0	—	—	—	—
3	1	1	6,000	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。

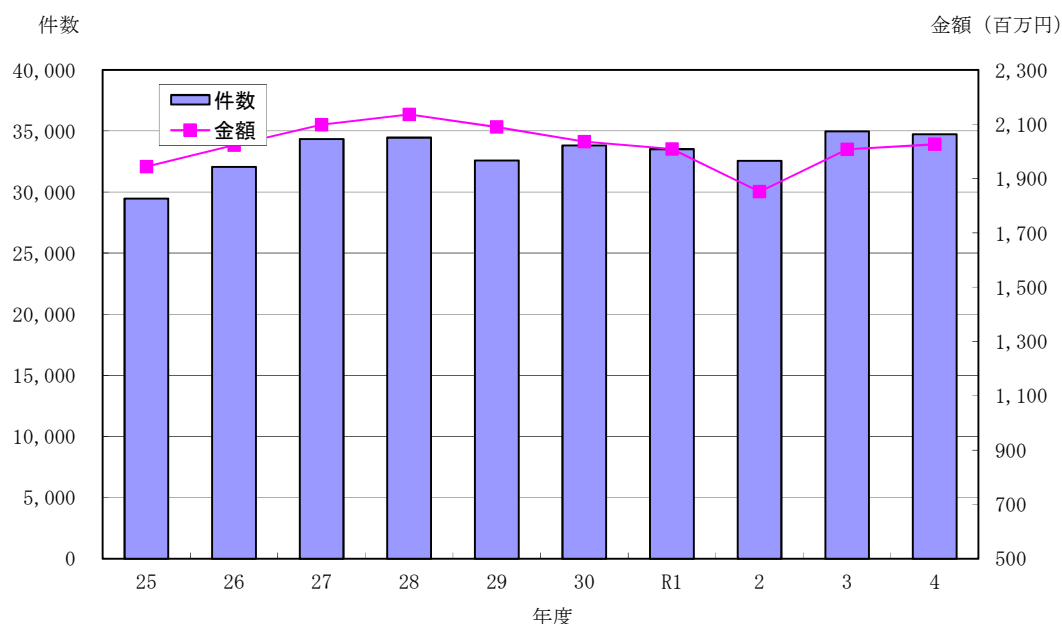
そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

(3)高額療養費

高額療養費年度別給付状況

区分 年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合 計			
	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	現物給付分（再掲）	
							件 数	高額療養費
24	26,161	1,705,390,972	2,220	214,994,215	28,381	1,920,385,187	19,925	1,698,283,771
25	27,269	1,716,682,174	2,203	226,548,625	29,472	1,943,230,799	20,989	1,766,252,875
26	30,135	1,841,149,659	1,918	181,679,931	32,053	2,022,829,590	22,237	1,837,274,680
27	32,898	1,980,030,983	1,436	117,923,687	34,334	2,097,954,670	22,842	1,907,221,311
28	33,509	2,059,202,460	941	76,666,473	34,450	2,135,868,933	22,069	1,952,151,233
29	32,099	2,044,435,513	493	44,712,767	32,592	2,089,148,280	21,135	1,929,135,691
30	33,556	2,017,112,561	252	18,713,086	33,808	2,035,825,647	19,107	1,832,965,153
R1	33,431	2,001,882,026	79	7,340,597	33,510	2,009,222,623	18,381	1,800,574,754
2	32,555	1,851,322,768	6	140,325	32,561	1,851,463,093	17,229	1,656,953,007
3	34,967	2,006,977,049	0	-192	34,967	2,006,976,857	18,215	1,797,538,801
4	34,725	2,026,008,465	0	0	34,725	2,026,008,465	18,042	1,831,927,231

高額療養費年度別推移図



高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額
23	79	9,477,000
24	35	5,184,000
25	13	1,632,000
26	7	2,203,000
27	15	3,092,000
28	20	3,920,000
29	9	3,015,000
30	6	1,739,000
R1	3	824,000
2	5	674,000
3	4	646,000
4	2	328,000

(4)任意給付

(イ) 令和4年度月別給付状況

月	区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年4月		3	1,260,000	25	1,250,000	2	29,241	30	2,539,241
5月		11	4,608,000	24	1,200,000	3	70,871	38	5,878,871
6月		6	2,520,000	20	1,000,000	8	170,834	34	3,690,834
7月		9	3,780,000	21	1,050,000	3	131,789	33	4,961,789
8月		4	1,260,000	17	850,000	6	142,313	27	2,252,313
9月		7	2,928,000	20	1,000,000	10	211,153	37	4,139,153
10月		3	1,248,000	23	1,150,000	26	523,014	52	2,921,014
11月		3	1,236,000	14	700,000	19	464,797	36	2,400,797
12月		5	2,100,000	25	1,250,000	11	292,280	41	3,642,280
令和5年1月		2	828,000	21	1,050,000	7	123,702	30	2,001,702
2月		2	840,000	23	1,150,000	7	85,305	32	2,075,305
3月		5	2,100,000	32	1,600,000	2	6,566	39	3,706,566
計		60	24,708,000	265	13,250,000	104	2,251,865	429	40,209,865

(ロ) 年度別給付状況

年度	区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
22年度		246	102,480,000	308	15,380,000		
23年度		270	112,800,000	305	15,250,000		
24年度		202	84,600,000	295	14,750,000		
25年度		190	79,410,000	301	15,050,000		
26年度		178	74,128,000	331	16,550,000		
27年度		180	75,442,000	324	16,200,000		
28年度		171	71,580,000	309	15,450,000		
29年度		156	64,472,000	280	14,000,000		
30年度		114	47,704,000	282	14,100,000		
令和元年度		104	43,552,000	249	12,450,000		
2年度		101	42,228,000	253	12,650,000	1	69,336
3年度		91	38,144,000	251	12,550,000	8	343,588
4年度		60	24,708,000	265	13,250,000	104	2,251,865

(5)標準負担額減額状況

月	件数
令和4年4月	1,434
5月	1,472
6月	1,505
7月	1,496
8月	928
9月	1,028
10月	1,070
11月	1,087
12月	1,097
令和5年1月	1,092
2月	1,092
3月	1,097
計	14,398
年度平均	1,200

※傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に係るもの

保 健 事 業

(1)医療費通知事業

被保険者に健康に対する認識を深めてもらうために、自分のかかった医療費等を通知。

	回数	通知対象	通知件数
30年度	6	12～11月診療分	145,897
令和元年度	6	12～12月診療分	144,543
2年度	6	1～12月診療分	137,647
3年度	6	1～12月診療分	138,963
4年度	6	1～12月診療分	137,099

(2)一日人間ドック、脳ドック実施事業

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するために健診料の一部を助成。

・一日人間ドック

	定員	受診者数(人)		
		男性	女性	計
30年度	1,400	687	608	1,295
令和元年度	1,000	409	399	808
2年度	1,000	366	329	695
3年度	1,100	438	403	841
4年度	1,100	413	393	806

・脳ドック

	定員	受診者数(人)		
		男性	女性	計
30年度	160	54	99	153
令和元年度	160	45	82	127
2年度	160	38	59	97
3年度	160	37	86	123
4年度	160	49	84	133

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

平成20年度より、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を実施している。さらに、健診の結果、生活習慣改善の必要のある者には、特定保健指導を実施している。

・ 特定健康診査 (法定報告値・令和5年11月末現在)

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	32,251人	10,243人	31.8%
2年度	31,976人	8,559人	26.8%
3年度	31,197人	9,448人	30.3%
4年度	28,873人	8,853人	30.7%

・ 特定保健指導 (法定報告値・令和5年11月末現在)

年度	種別	対象者数	実施終了者数	実施率
30年度	動機付け支援	1,146人	199人	17.4%
	積極的支援	258人	15人	5.8%
計		1,404人	214人	15.2%
令和元年度	動機付け支援	1,015人	145人	14.3%
	積極的支援	250人	21人	8.4%
計		1,265人	166人	13.1%
2年度	動機付け支援	815人	92人	11.3%
	積極的支援	191人	14人	7.3%
計		1,006人	106人	10.6%
3年度	動機付け支援	885人	109人	12.3%
	積極的支援	207人	12人	5.8%
計		1,092人	121人	11.1%
4年度	動機付け支援	770人	94人	12.2%
	積極的支援	212人	20人	9.4%
計		982人	114人	11.6%

保 險 稅

(1) 福井市国民健康保険税率の変遷

(イ) 医療保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
昭和31年度	1.7%	6.0%	170円	500円
32	2.0	8.0	310	500
33	2.0	8.0	300	500
36	2.0	8.0	384	620
37	1.6	8.0	384	620
39	1.8	10.0	480	780
40	2.3	14.0	780	1,250
41	2.2	12.0	780	1,250
43	2.2	12.0	1,020	1,500
44	2.3	14.0	1,200	1,800
45	2.6	16.0	1,500	2,280
46	2.2	16.0	1,500	2,280
47	2.6	19.0	2,160	2,880
48	2.7	20.0	2,640	3,600
49	3.0	25.0	3,600	4,800
50	4.6	36.0	5,280	6,960
51	5.5	39.0	6,480	8,520
52	5.5	40.0	6,840	8,940
54	6.0	41.0	8,040	10,500
55	6.0	41.0	9,600	12,000
56	6.5	41.0	10,800	13,200
57	6.8	41.0	12,600	15,000
61	7.8	47.0	15,000	17,400
平成3年度	7.3	42.0	15,000	17,400
6	7.3	37.0	15,000	17,400
9~19	7.3	37.0	20,000	24,000
20~21	4.1	11.2	21,000	17,400
22~23	5.6	11.2	26,000	17,400
24~25	6.9	7.9	29,600	17,400
26~27	7.1	4.9	29,600	17,400
28~29	7.6	4.9	29,900	17,400
30	7.89	2.9	29,900	17,400
令和元年度	8.00	1.45	29,600	17,400
2~3	8.10	-	29,600	17,400
4	7.20	-	27,000	16,200

(ロ) 後期高齢者支援金等分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成20~21年度	1.4%	3.9%	6,600円	5,400円
22~23	1.7	3.9	7,600	5,400
24~25	2.1	2.6	8,200	5,400
26~29	3.6	2.6	8,200	5,400
30	2.4	0.0	8,200	5,400
令和元年度	2.59	0.0	8,600	5,400
2~3	2.91	-	8,900	5,600
4	2.80	-	9,600	6,000

(ハ) 介護保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成12~19年度	0.9%	4.2%	3,600円	4,200円
20~23	2.1	7.9	9,900	6,000
24~29	2.2	3.1	9,900	6,000
30	2.95	0.0	9,900	6,000
令和元年度	3.00	0.0	9,900	6,000
2~3	2.55	-	9,100	5,600
4	3.00	-	11,000	6,400

(2)令和4年度保険税税率

方式	課税対象	税 率			
		医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
1	所得割	課税総所得金額	7.20/100	2.80/100	3.00/100
2	資産割	土地家屋の固定資産税額	-	-	-
3	均等割	被保険者一人当たり	27,000 円	9,600 円	11,000 円
4	平等割	一世帯当たり	16,200 円	6,000 円	6,400 円

(3)令和4年度保険税賦課状況

賦 課 期 日	4月1日		納 期 限	普通徴収 8回(7.8.9.10.11.12.1.2月) 特別徴収 6回(4.6.8.10.12.2月)						
賦 課 方 式	3方式			所得割、均等割、平等割						
賦 課 割 合 (限度オーバー分 控除後)	医療分	応能割	所得割 52.97%	支援分	応能割	所得割 54.60%	介護分	応能割	所得割 55.17%	55.17%
		心益割	資産割 0.00%		心益割	資産割 0.00%		心益割	資産割 0.00%	
		心益割	均等割 33.84%		心益割	均等割 32.39%		心益割	均等割 29.64%	44.82%
		心益割	平等割 13.19%		心益割	平等割 13.01%		心益割	平等割 15.18%	
税 率	医療分	所得割	7.20%	支援分	所得割	2.80%	介護分	所得割	3.00%	
		資産割	-		資産割	-		資産割	-	
		均等割	27,000円		均等割	9,600円		均等割	11,000円	
		平等割	16,200円		平等割	6,000円		平等割	6,400円	
賦 課 限 度 額	医療分	65万円		支援分	20万円		介護分	17万円		
調 定 額	4,235,209,100円									
課税対象世帯数	27,676世帯			課税対象被保険者数	40,199人					
低所得世帯の軽減状況	7割軽減	軽減額	430,122千円		世帯数	8,180世帯				
			被保険者数	10,390人						
	5割軽減	軽減額	178,346千円		世帯数	4,182世帯				
			被保険者数	6,671人						
2割軽減	軽減額	55,954千円		世帯数	3,116世帯					
		被保険者数	5,182人							
計	軽減額	664,422千円		世帯数	15,478世帯					
				被保険者数	22,243人					

(4)年度別保険税賦課状況

区分	年度	29			30			令和元			2			3			4			
		医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	
納税義務者数	納税義務者(世帯)	31,070	31,070	12,729	30,278	30,278	12,077	29,507	29,507	11,612	29,195	29,195	11,285	28,695	28,695	10,913	27,676	27,676	10,491	
	被保険者	48,411	48,411	14,800	46,326	46,326	13,956	44,420	44,420	13,326	43,666	43,666	12,924	42,507	42,507	12,429	40,199	40,199	11,917	
賦課割合	所得割%	48.70	59.12	48.34	50.82	53.84	56.91	52.36	54.95	56.84	53.56	54.03	61.29	53.71	56.97	56.61	52.97	54.60	55.17	
	資産割%	2.55	3.65	4.05	1.47	0.00	0.00	0.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	均等割%	36.01	26.59	31.30	35.09	32.81	28.27	34.28	32.33	28.24	33.88	32.89	25.18	33.66	30.7	28.17	33.84	32.39	29.64	
	平等割%	12.74	10.64	16.31	12.62	13.35	14.82	12.63	12.72	14.92	12.56	13.08	13.53	12.63	12.33	15.22	13.19	13.01	15.18	
税率	所得割	7.6/100	3.6/100	2.2/100	7.89/100	2.4/100	2.95/100	8.00/100	2.59/100	3.00/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	7.20/100	2.80/100	3.00/100	
	資産割	4.9/100	2.6/100	3.1/100	2.9/100	-	-	1.45/100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	均等割(円)	29,900	8,200	9,900	29,900	8,200	9,900	29,600	8,600	9,900	29,600	8,900	9,100	29,600	8,900	9,100	27,000	9,600	11,000	
	平等割(円)	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,600	5,600	17,400	5,600	5,600	16,200	6,000	6,400	
賦課限度額	限度額(円)	540,000	190,000	160,000	580,000	190,000	160,000	610,000	190,000	160,000	630,000	190,000	170,000	630,000	190,000	170,000	650,000	200,000	170,000	
	世帯数	750	1,113	326	659	537	438	589	605	432	537	726	270	537	702	269	368	557	359	
軽減状況	7割軽減	軽減額(千円)	336,761	95,989	39,197	329,831	94,048	38,127	319,185	94,668	37,244	307,712	94,524	32,815	309,068	94,928	33,670	286,740	103,278	40,104
		世帯数	8,541	8,541	3,358	8,462	8,462	3,265	8,312	8,312	3,185	8,061	8,061	3,033	8,046	8,046	3,113	8,180	8,180	3,132
		被保険者数	11,281	11,281	3,621	11,003	11,003	3,523	10,697	10,697	3,444	10,283	10,283	3,285	10,358	10,358	3,370	10,390	10,390	3,386
	5割軽減	軽減額(千円)	154,596	43,699	14,711	153,889	43,496	14,189	143,790	42,456	13,554	146,999	44,953	12,380	140,230	42,895	11,461	121,212	43,546	13,587
		世帯数	4,521	4,521	1,673	4,517	4,517	1,611	4,352	4,352	1,533	4,525	4,525	1,537	4,394	4,394	1,420	4,182	4,182	1,422
		被保険者数	7,929	7,929	1,958	7,898	7,898	1,890	7,398	7,398	1,809	7,524	7,524	1,775	7,141	7,141	1,645	6,671	6,671	1,643
	2割軽減	軽減額(千円)	49,807	14,072	4,692	46,103	13,032	4,302	44,372	13,098	4,101	44,894	13,725	3,863	42,976	13,141	3,525	38,287	13,749	3,918
		世帯数	3,613	3,613	1,298	3,427	3,427	1,209	3,343	3,343	1,167	3,394	3,394	1,171	3,280	3,280	1,084	3,116	3,116	1,021
		被保険者数	6,419	6,419	1,583	5,909	5,909	1,440	5,737	5,737	1,364	5,779	5,779	1,402	5,510	5,510	1,270	5,182	5,182	1,187
	計	軽減額(千円)	541,164	153,760	58,600	529,823	150,576	56,618	507,347	150,222	54,899	499,605	153,202	49,058	492,274	150,964	48,656	446,239	160,573	57,609
		世帯数	16,675	16,675	6,329	16,406	16,406	6,085	16,007	16,007	5,885	15,980	15,980	5,741	15,720	15,720	5,617	15,478	15,478	5,575
		被保険者数	25,629	25,629	7,162	24,810	24,810	6,853	23,832	23,832	6,617	23,586	23,586	6,462	23,009	23,009	6,285	22,243	22,243	6,216

(5) 年度別保険税収納状況

(単位：円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	
2	医療	現年度分	3,299,095,506	3,132,251,233	396,543	166,447,730	94.94
		滞納繰越分	920,154,414	237,869,675	104,551,425	577,733,314	25.85
		計	4,219,249,920	3,370,120,908	104,947,968	744,181,044	79.87
	支援	現年度分	1,096,616,897	1,041,308,829	133,154	55,174,914	94.96
		滞納繰越分	446,954,724	114,193,686	47,285,739	285,475,299	25.55
		計	1,543,571,621	1,155,502,515	47,418,893	340,650,213	74.86
	介護	現年度分	369,983,197	351,255,862	64,222	18,663,113	94.94
		滞納繰越分	53,762,390	14,282,889	5,878,478	33,601,023	26.57
		計	423,745,587	365,538,751	5,942,700	52,264,136	86.26
3	医療	現年度分	3,278,839,749	3,157,208,191	157,790	121,473,768	96.29
		滞納繰越分	731,763,603	182,607,889	93,980,825	455,174,889	24.95
		計	4,010,603,352	3,339,816,080	94,138,615	576,648,657	83.27
	支援	現年度分	1,090,623,102	1,050,129,315	53,110	40,440,677	96.29
		滞納繰越分	336,636,747	83,921,496	39,477,817	213,237,434	24.93
		計	1,427,259,849	1,134,050,811	39,530,927	253,678,111	79.46
	介護	現年度分	359,832,949	346,461,625	5,000	13,366,324	96.28
		滞納繰越分	50,202,303	12,653,092	6,229,701	31,319,510	25.20
		計	410,035,252	359,114,717	6,234,701	44,685,834	87.58
4	医療	現年度分	2,811,030,606	2,708,352,158	234,250	102,444,198	96.35
		滞納繰越分	566,875,623	132,093,622	108,296,864	326,485,137	23.30
		計	3,377,906,229	2,840,445,780	108,531,114	428,929,335	84.09
	支援	現年度分	1,035,017,450	997,146,213	88,000	37,783,237	96.34
		滞納繰越分	250,481,564	58,359,254	44,685,190	147,437,120	23.30
		計	1,285,499,014	1,055,505,467	44,773,190	185,220,357	82.11
	介護	現年度分	389,161,044	374,930,178	51,300	14,179,566	96.34
		滞納繰越分	43,196,274	10,063,788	8,072,082	25,060,404	23.30
		計	432,357,318	384,993,966	8,123,382	39,239,970	89.05

(6) 年度別保険税調定額調書

(単位：円)

年度	区分	調定額	1人当たり調定額	1世帯当たり調定額
2	医療	3,299,095,506	74,505	111,845
	支援	1,096,616,897	24,766	37,177
	介護	369,983,197	27,917	31,992
	合計	4,765,695,600	107,626	161,565
3	医療	3,278,839,749	74,520	112,416
	支援	1,090,623,102	25,120	37,392
	介護	359,832,949	28,182	32,211
	合計	4,729,295,800	113,663	166,407
4	医療	2,811,030,606	67,560	98,910
	支援	1,035,017,450	24,875	36,419
	介護	389,161,044	31,818	36,144
	合計	4,235,209,100	101,788	149,022

(7) 納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況

1. 納税奨励金の算定方法

- ・ 件数割奨励金 納期内納付 1件につき5円
- ・ 税割奨励金の算定率

(令和4年度)

納期内納付率	納 付 の 方 法	
	取りまとめ納付	口座振替納付
97.5%以上	1.25%	0.75%
90%以上97.5%未満	1.00%	0.50%
80%以上90%未満	0.50%	0.25%

- ・ 納税義務者1人1税目につき年税額40万円（1納期10万円）を超える額は税割奨励金の計算対象外。

2. 納税奨励金交付時期

(精算払い)

毎年4月から3月までの納付に対して 5月

3. 年度別交付状況

(単位：円)

年 度	納 税 奨 励 金	
	納 付 税 額	金 額
29	622,333,200	4,057,580
30	550,139,850	3,607,460
令和元	529,325,900	3,325,480
2	495,256,000	3,213,040
3	476,086,600	3,035,400
4	392,502,700	2,589,780

4. 納税組合加入状況

年 度	組合数	加入世帯数	加入率
28	397	3,345	10.34%
29	388	3,151	10.17%
30	384	2,941	9.77%
令和元	379	2,796	9.49%
2	370	2,635	9.04%
3	365	2,484	8.69%
4	355	2,336	8.47%

5. 納税組合取扱状況

(単位：%)

区 分	年 度				
	30	令和元	2	3	4
調定額対比	11.22	11.07	10.35	9.86	9.34
収納額対比	11.89	11.63	10.95	10.45	9.62

(8) 令和4年度保険税収入実績調書**(イ) 一般被保険者国民健康保険税**

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,664,548,000	2,811,030,606	2,708,352,158	234,250	102,444,198	96.35	96.29
滞納繰越医療分	163,631,000	566,875,623	132,093,622	108,296,864	326,485,137	23.30	24.93
現年度課税支援分	984,366,000	1,035,017,450	997,146,213	88,000	37,783,237	96.34	96.29
滞納繰越支援分	65,752,000	250,481,564	58,359,254	44,685,190	147,437,120	23.30	24.93
現年度課税介護分	378,883,000	389,161,044	374,930,178	51,300	14,179,566	96.34	96.28
滞納繰越介護分	13,712,000	43,196,274	10,063,788	8,072,082	25,060,404	23.30	24.93
合計	4,270,892,000	5,095,762,561	4,280,945,213	161,427,686	653,389,662	84.01	82.64

(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	0	0	0	0	0	-	100.00
滞納繰越医療分	38,000	0	0	0	0	-	100.00
現年度課税支援分	0	0	0	0	0	-	100.00
滞納繰越支援分	1,000	0	0	0	0	-	100.00
現年度課税介護分	0	0	0	0	0	-	100.00
滞納繰越介護分	31,000	0	0	0	0	-	100.00
合計	70,000	0	0	0	0	-	100.00

(ハ) 総額

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,664,548,000	2,811,030,606	2,708,352,158	234,250	102,444,198	96.35	96.29
滞納繰越医療分	163,669,000	566,875,623	132,093,622	108,296,864	326,485,137	23.30	24.95
現年度課税支援分	984,366,000	1,035,017,450	997,146,213	88,000	37,783,237	96.34	96.29
滞納繰越支援分	65,753,000	250,481,564	58,359,254	44,685,190	147,437,120	23.30	24.93
現年度課税介護分	378,883,000	389,161,044	374,930,178	51,300	14,179,566	96.34	96.28
滞納繰越介護分	13,743,000	43,196,274	10,063,788	8,072,082	25,060,404	23.30	25.20
合計	4,270,962,000	5,095,762,561	4,280,945,213	161,427,686	653,389,662	84.01	82.64

納入状況調べ（現年度分）

（単位：件、千円）

年度	納税組合		口座振替		自主納付		特別徴収	
	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額
29	861	136,913	12,729	2,314,383	11,902	1,930,014	5,483	527,874
	2.78%	2.79%	41.09%	47.14%	38.43%	39.32%	17.70%	10.75%
30	780	109,621	12,364	2,159,753	11,456	1,851,860	5,517	504,663
	2.59%	2.37%	41.05%	46.69%	38.04%	40.03%	18.32%	10.91%
令和元	689	97,544	12,103	2,133,954	11,191	1,824,732	5,483	496,309
	2.34%	2.14%	41.07%	46.87%	37.98%	40.09%	18.61%	10.90%
2	561	74,263	12,342	2,153,162	10,615	1,797,178	5,645	500,213
	1.92%	1.64%	42.32%	47.59%	36.40%	39.72%	19.36%	11.05%
3	455	68,528	12,610	2,175,254	9,970	1,818,642	5,552	491,375
	1.59%	1.50%	44.11%	47.77%	34.88%	39.94%	19.42%	10.79%
4	439	68,356	12,567	1,933,394	9,251	1,587,231	5,325	491,448
	1.59%	1.68%	45.56%	47.38%	33.54%	38.90%	19.31%	12.04%

差押状況調べ

（単位：件、円）

年度	不動産		預貯金・動産・債権		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
29	54	55,119,692	923	427,368,887	977	482,488,579
30	54	56,602,591	1,129	430,449,880	1,183	487,052,471
令和元	66	32,600,442	1,174	498,734,924	1,240	531,335,366
2	51	32,126,317	746	232,511,354	797	264,637,671
3	34	11,002,535	1,177	437,485,154	1,211	448,487,689
4	78	46,230,449	879	410,419,277	957	456,649,726

滞納世帯数及び被保険者資格証明書・短期被保険者証交付世帯数調べ

（各年6月1日現在）

年	滞納世帯数	資格証明書	短期被保険者証
29	4,094	730	1,569
30	3,346	656	1,002
令和元	3,044	477	805
2	2,348	323	642
3	2,042	262	517
4	1,908	226	443

保 險 財 政

(1)令和5年度国民健康保険特別会計当初予算

歳入

(単位：千円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,472,219	2,664,548	△ 192,329
		医療給付費分 滞納繰越分	121,285	163,631	△ 42,346
		介護納付金分 現年課税分	336,211	378,883	△ 42,672
		介護納付金分 滞納繰越分	11,682	13,712	△ 2,030
		後期高齢者支援金分 現年課税分	1,117,014	984,366	132,648
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	49,758	65,752	△ 15,994
	退職被保険者等	医療給付費分 現年課税分	0	0	0
		医療給付費分 滞納繰越分	0	38	△ 38
		介護納付金分 現年課税分	0	0	0
		介護納付金分 滞納繰越分	0	31	△ 31
		後期高齢者支援金分 現年課税分	0	0	0
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	0	1	△ 1
	小計		4,108,169	4,270,962	△ 162,793
	使用料及び手数料		609	1,402	△ 793
県支出金	保険給付費等交付金	15,270,841	15,619,932	△ 349,091	
	健康増進事業補助金	928	1,107	△ 179	
	小計	15,271,769	15,621,039	△ 349,270	
財産収入		32	13	19	
基金繰入金		159,479	0	159,479	
一般会計繰入金		1,610,168	1,593,067	17,101	
繰越金		0	0	0	
諸収入		125,774	109,517	16,257	
歳入合計		21,276,000	21,596,000	△ 320,000	

歳出

(単位：千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	
総務費	336,592	317,295	19,297	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	12,979,198	13,292,534	△ 313,336
	一般被保険者療養費	101,809	105,035	△ 3,226
	退職被保険者等療養給付費	0	1	△ 1
	退職被保険者等療養費	0	1	△ 1
	審査支払手数料	45,500	46,500	△ 1,000
	一般被保険者高額療養費	1,942,193	1,984,662	△ 42,469
	退職被保険者等高額療養費	0	1	△ 1
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	2,500	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	1	△ 1
	高額療養資金貸付	3,000	4,000	△ 1,000
	外来年間合算高額療養費	8,500	5,000	3,500
	移送費	100	101	△ 1
	出産育児一時金	47,500	54,640	△ 7,140
	葬祭費	13,150	14,000	△ 850
	傷病手当金等	0	0	0
小計	15,143,450	15,508,976	△ 365,526	
基金積立金	50,032	50,013	19	
諸支出金	26,902	28,993	△ 2,091	
共同事業拠出金	0	5	△ 5	
保健事業費	187,714	199,320	△ 11,606	
国民健康保険事業費納付金	5,501,310	5,461,398	39,912	
予備費	30,000	30,000	0	
歳出合計	21,276,000	21,596,000	△ 320,000	

(2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算

歳入

(単位：千円)

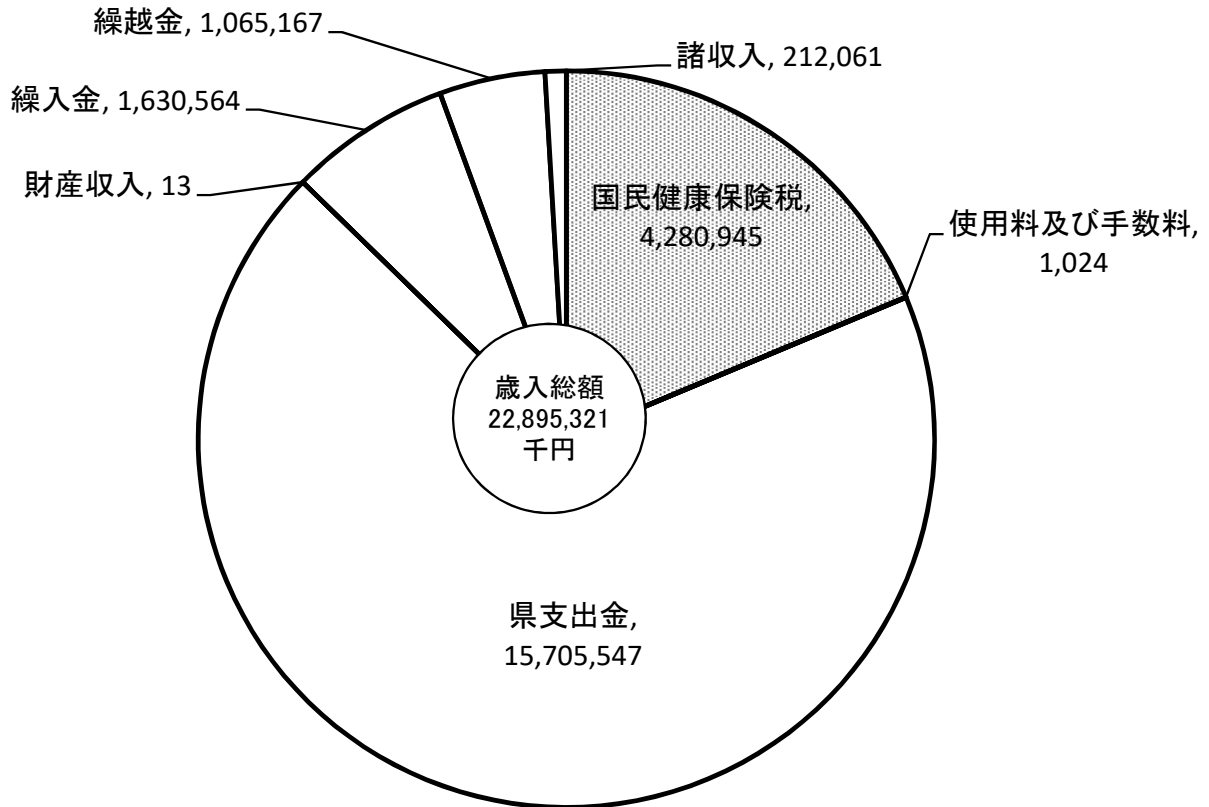
科目		予算現額	決算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,664,548	2,708,352	43,804
		医療給付費分 滞納繰越分	163,631	132,094	△ 31,537
		介護納付金分 現年課税分	378,883	374,930	△ 3,953
		介護納付金分 滞納繰越分	13,712	10,064	△ 3,648
		後期高齢者支援金分 現年課税分	984,366	997,146	12,780
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	65,752	58,359	△ 7,393
	退職被保険者等	医療給付費分 現年課税分	0	0	0
		医療給付費分 滞納繰越分	38	0	△ 38
		介護納付金分 現年課税分	0	0	0
		介護納付金分 滞納繰越分	31	0	△ 31
		後期高齢者支援金分 現年課税分	0	0	0
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	1	0	△ 1
	小計		4,270,962	4,280,945	9,983
	使用料及び手数料		1,402	1,024	△ 378
県支出金	保険給付費等交付金	15,800,660	15,704,603	△ 96,057	
	その他県補助金	1,107	944	△ 163	
	小計	15,801,767	15,705,547	△ 96,220	
財産収入		13	13	0	
基金繰入金		0	0	0	
一般会計繰入金		1,594,721	1,630,564	35,843	
繰越金		604,741	1,065,167	460,426	
諸収入		153,391	212,061	58,670	
歳入合計		22,426,997	22,895,321	468,324	

歳出

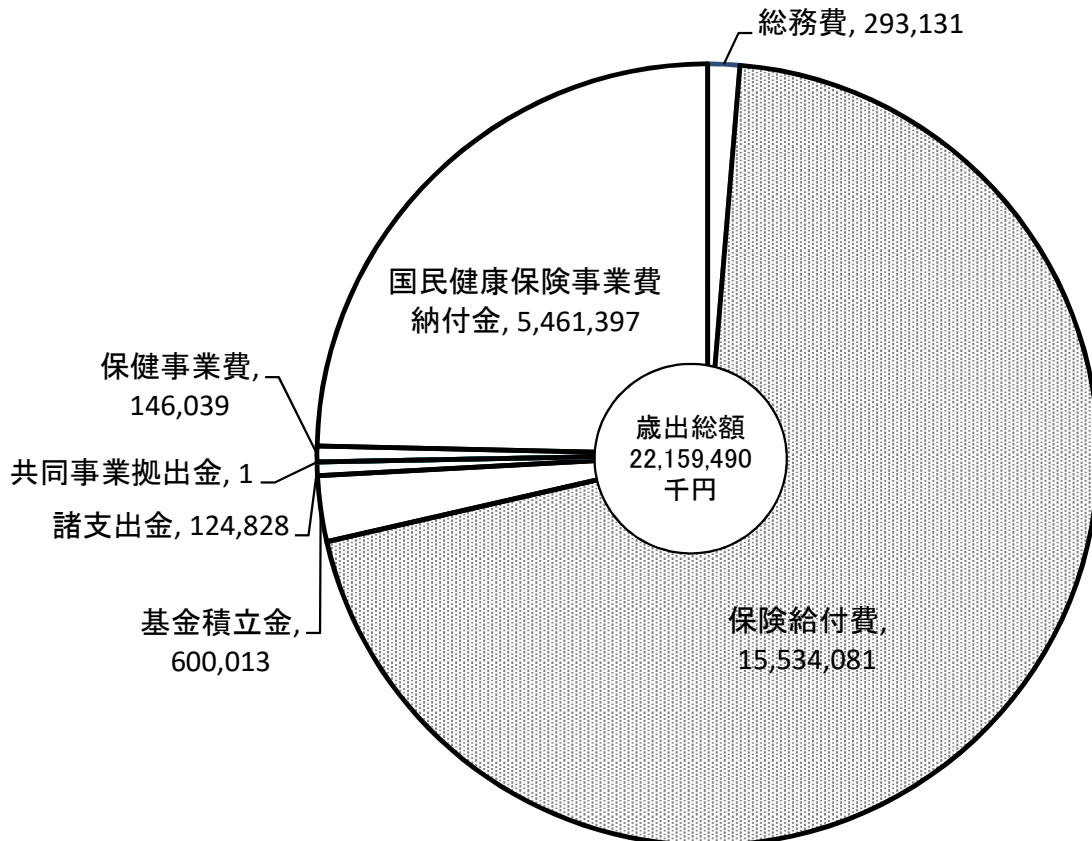
(単位：千円)

科目	予算現額	決算額	比較	
総務費	318,949	293,131	△ 25,818	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	13,395,174	13,304,234	△ 90,940
	一般被保険者療養費	109,348	109,347	△ 1
	退職被保険者等療養給付費	1	0	△ 1
	退職被保険者等療養費	1	0	△ 1
	審査支払手数料	48,345	48,345	0
	一般被保険者高額療養費	2,053,069	2,023,220	△ 29,849
	退職被保険者等高額療養費	1	0	△ 1
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	1,741	△ 759
	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	0	△ 1
	高額療養資金貸付	4,000	328	△ 3,672
	外来年間合算高額療養費	6,271	6,271	0
	移送費	101	0	△ 101
	出産育児一時金	54,640	25,093	△ 29,547
	葬祭費	14,000	13,250	△ 750
	傷病手当金等	2,252	2,252	0
	小計	15,689,704	15,534,081	△ 155,623
基金積立金	600,013	600,013	0	
諸支出金	127,608	124,828	△ 2,780	
共同事業拠出金	5	1	△ 4	
保健事業費	199,320	146,039	△ 53,281	
国民健康保険事業費納付金	5,461,398	5,461,397	△ 1	
予備費	30,000	0	△ 30,000	
歳出合計	22,426,997	22,159,490	△ 267,507	

令和4年度歳入決算額



令和4年度歳出決算額



(3) 国保特別会計年度別決算状況

決算状況の推移

(単位：千円、%)

科 目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年比		前年度比
国民健康保険税	5,412,097	▲ 2.7	5,108,583	▲ 5.6	5,037,823	▲ 1.4	4,891,162	▲ 2.9	4,832,982	▲ 1.2	4,280,945	▲ 11.4
使用料及び手数料	1,737	0.1	1,708	▲ 1.7	1,716	0.5	1,435	▲ 16.4	1,220	▲ 15.0	1,024	▲ 16.1
国庫支出金	4,789,161	▲ 8.2	65	▲ 100.0	2,018	3,004.6	81,218	3,924.7	12,531	▲ 84.6	0	皆減
県支出金	1,132,795	▲ 8.8	16,248,622	1,334.4	15,876,224	▲ 2.3	14,768,021	▲ 7.0	15,834,778	7.2	15,705,547	▲ 0.8
財産収入	6	▲ 40.0	5	▲ 16.7	3	▲ 40.0	5	66.7	5	0.0	13	160.0
繰入金	1,955,298	▲ 4.2	1,766,319	▲ 9.7	1,727,710	▲ 2.2	1,632,766	▲ 5.5	1,609,532	▲ 1.4	1,630,564	1.3
繰越金	0	-	0	-	119,166	皆増	257,273	115.9	711,724	176.6	1,065,167	49.7
諸収入	114,141	▲ 21.5	150,484	31.8	214,525	42.6	213,536	▲ 0.5	229,633	7.5	212,061	▲ 7.7
共同事業交付金	5,517,402	▲ 5.1	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
療養給付費交付金	426,119	▲ 19.5	22,607	▲ 94.7	0	皆減	0	-	0	-	0	-
前期高齢者交付金	8,167,413	7.9	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
歳入合計	27,516,169	▲ 2.2	23,298,393	▲ 15.3	22,979,185	▲ 1.4	21,845,416	▲ 4.9	23,232,405	6.3	22,895,321	▲ 1.5
総務費	283,597	6.5	281,186	▲ 0.9	291,454	3.7	289,428	▲ 0.7	279,217	▲ 3.5	293,131	5.0
保険給付費	16,444,801	▲ 3.0	15,975,817	▲ 2.9	15,724,387	▲ 1.6	14,561,535	▲ 7.4	15,611,507	7.2	15,534,081	▲ 0.5
基金積立金	6	▲ 40.0	5	▲ 16.7	100,003	1,999,960.0	130,005	30.0	400,005	207.7	600,013	50.0
諸支出金	171,257	59.1	284,554	66.2	60,682	▲ 78.7	127,831	110.7	108,632	▲ 15.0	124,828	14.9
老人保健拠出金	59	▲ 36.6	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
共同事業拠出金	5,590,638	▲ 6.5	4	▲ 100.0	4	0.0	4	0.0	1	▲ 75.0	1	0.0
保健事業費	163,925	1.2	167,228	2.0	152,244	▲ 9.0	130,605	▲ 14.2	146,311	12.0	146,039	▲ 0.2
介護納付金	909,432	2.2	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
繰上充用金	1,784,766	▲ 32.9	608,886	▲ 65.9	0	皆減	0	-	0	-	0	-
後期高齢者支援金等	2,766,319	▲ 4.4	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
前期高齢者納付金等	10,255	390.9	0	皆減	0	-	0	-	0	-	0	-
国民健康保険事業費納付金	0	-	5,861,547	皆増	6,393,138	9.1	5,894,284	▲ 7.8	5,621,565	▲ 4.6	5,461,397	▲ 2.8
歳出合計	28,125,055	▲ 6.0	23,179,227	▲ 17.6	22,721,912	▲ 2.0	21,133,692	▲ 7.0	22,167,238	4.9	22,159,490	0.0
差 引	▲ 608,886		119,166		257,273		711,724		1,065,167		735,831	

事業年報

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

事業開始年月日	昭和29年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他 給付	出産育児葬	祭	傷病手当	出産手当	その他
	円	円	円	円	円
	999,999,999,999	50,000	999,999,999,999	0	0

	本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	27,582				
被保険者数	40,026	798	19,797	11,721	742
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	40,026	798	19,797	11,721	742

	年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	28,420				
被保険者数	41,608	746	20,921	12,408	810
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	41,608	746	20,921	12,408	810

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	11,858	12,231
介護保険第2号世帯数	10,439	10,767

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,200

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	2,660	2,475
特定継続世帯数	546	522

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	70

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲)他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
		1,862	1,512	6,097	119	89	7	634	8,808
被保険者 増減内訳	本年度中減	転出	(再掲)他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		1,430	913	5,340	205	294	3,284	460	11,013

本年度末現在 本事務職員数	専任	兼任	任計	一部負担割合	法定割合	その他
	30	0	30		1	0

備考	
	作成者氏名 印

様式14 (市町村)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

(令和 4 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出			
科目	収入額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分	科目	支出額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分
	円	円	円		円	円	円
保険料	医療給付費分 2,840,445,780			給付	療養給付費 13,304,234,336		
	後期高齢者支援金分 1,055,505,467	1,055,505,467			療養費計 13,413,581,751		
	介護納付金分 384,993,966		384,993,966		高額療養費 2,029,490,840		
	一般被保険者分計 4,280,945,213	1,055,505,467	384,993,966		高額介護合算療養費 1,740,926		
退職者等被保険者	医療給付費分 0		0		移送費 0		
	後期高齢者支援金分 0		0		出産育児諸費 25,081,950		
	介護納付金分 0		0		葬祭諸費 13,250,000		
	退職被保険者等分計 0		0		育児諸費 0		
国庫支出金	4,280,945,213	1,055,505,467	384,993,966		その他 2,251,865		
都道府県支出金	15,494,859,063				一般被保険者分計 15,485,397,332		
保険給付費等交付金(普通交付金)	15,494,859,063				療養給付費 0		
保険者努力支援分	71,374,000				療養費計 0		
特別調整交付金分	43,040,000				小 0		
都府県繰入金(2号分)	63,801,675				高額療養費 0		
特定健康診査等負担金	31,528,000				高額介護合算療養費 0		
保険給付費等交付金(特別交付金)計	209,743,675				移送費 0		
財政安定化基金交付金	0				退職被保険者等分計 0		
その他	944,000				審査支払手数料 48,355,983		
計	15,705,546,738				計 15,533,753,315		
連合会支出金	0				国民健康保険料		
一般会計繰入金	705,848,215	170,871,030	60,112,120		一般被保険者分 3,682,124,432		
保険基金安定(保険料(税)軽減分)	705,848,215	170,871,030	60,112,120		退職被保険者等分 0		
保険基金安定(保険者支援分)	397,994,374	97,888,742	33,777,578		医療給付費分計 3,682,124,432		
未就学児均等割保険料(税)	9,134,259	2,395,880			一般被保険者分 1,302,480,663	1,302,480,663	
職員給与等	275,018,763				退職被保険者等分 0	0	
出産育児一時金等	17,576,000				後期高齢者支援金等分計 1,302,480,663	1,302,480,663	
財政安定化支援事業	108,220,736				介護納付金分 476,791,575		476,791,575
その他	116,771,418				計 5,461,396,670	1,302,480,663	476,791,575
計	1,630,563,765	271,155,652	93,889,698		財政安定化基金拠出金 0		
直診勘定繰入金	0				保健事業費 43,334,415		
その他の収入	213,098,493				特定健康診査等事業費 102,704,094		
					健康管理センター事業費 0		
					計 146,038,509		
					保険給付費等交付金償還金 95,334,059		
					直診勘定繰出金 0		
					その他の支出 29,822,773	0	0
小計(単年度収入) A	21,830,154,209	1,326,661,119	478,883,664	小計(単年度支出) B	21,559,476,825	1,302,480,663	476,791,575
				単年度収支差 (A-B)	270,677,384	24,180,456	2,092,089
基金繰入金 C	0			基金積立金 F	600,012,973		
繰越金 D	1,065,166,919			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債 費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	22,895,321,128			支出合計 (B+F+G+H)	22,159,489,798		
				収支差引(費)	735,831,330		
				(収入合計-支出合計)	735,831,330		
				うち次年度への繰越金 I	735,831,330		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	648,677,773	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	600,012,973		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	1,248,690,746		

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
基金保有額 a	1,248,690,746	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	735,831,330	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,984,522,076	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,984,522,076

備考	作成者氏名	印
----	-------	---

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)

(令和 4 年度)

○ 経理状況

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

保険料		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
		円	円	円	円	円	円
現年分 滞納繰越分 計	現年分	4,235,209,100	4,080,428,549	0	373,550	154,407,001	0
	滞納繰越分	860,553,461	200,516,664	0	161,054,136	498,982,661	0
	計	5,095,762,561	4,280,945,213	0	161,427,686	653,389,662	0

3. 保険給付等支払状況

(一般被保険者分)	療養給付費	計	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
			円	円	円	円	円
療養給付費	療養給付費	計	13,254,419,371	13,304,234,336	33,730,468	16,084,497	0
		現年度分 (再掲)	13,254,419,371	13,304,234,336	33,730,468	16,084,497	0
	療養費	計	109,273,203	109,347,415	67,440	6,772	0
		現年度分 (再掲)	109,273,203	109,347,415	67,440	6,772	0
	高額療養費	2,026,008,465	2,029,467,436	2,102,119	1,622,941	266,089	
	高額介護合算療養費	1,740,926	1,740,926	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0		
その他の保険給付費	40,209,865	40,583,815	420,000	0	46,050		

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.59	0.00	27,806	18,431

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.48	0.00	10,252	6,796

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.46	0.00	13,075	6,463

5. 備考

現年分	収納率	
	滞納繰越分	計
%	%	%
96.35	23.30	84.01
備考		

作成者氏名 _____ 印 _____

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 4 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 3,513,059	千円 476,518	千円 6,503	千円 2,615	千円 3,733	千円 279,599	1 0	千円 66,940	千円 2,811,031	
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳				料 （ 税 ） 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,965,083	千円 0	千円 1,114,061	千円 433,915	%	%	円	円		
55.94 %	0.00 %	31.71 %	12.35 %	7.20	0.00	27,000	16,200		
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円 28,145,069	千円 0	29,084	16,584	567	89	128	386	42,898	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の 額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち 土地家屋に係る部分の額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 4 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料の別	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		8
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 1,321,013	千円 171,469	千円 2,312	千円 991	千円 1,384	千円 133,089	1 0	千円 23,249	千円 1,035,017	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 764,194	千円 0	千円 396,110	千円 160,709	%	%	円	円		
57.84%	0.00%	29.99%	12.17%	2.80	0.00	9,600	6,000		
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円 28,145,069	千円 0	29,084	16,584	567	90	126	596	42,898	千円 200
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の 額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち 土地家屋に係る部分の額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和 4 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料の別	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		8
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 487,175	千円 61,021	千円 0	千円 500	千円 177	千円 51,616	1 0	千円 15,300	千円 389,161	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 286,301	千円 0	千円 132,851	千円 68,023	%	%	円	円		
58.77%	0.00%	27.27%	13.96%	3.00	0.00	11,000	6,400		
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円 9,920,170	千円 0	11,062	5,925	0	35	13	359	12,603	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の 額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち 土地家屋に係る部分の額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 5 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	653,774	17,970,219,868	13,254,038,871	4,311,896,545	404,284,452
食事療養・生活療養(再掲)	10,584	302,576,608	164,771,781	133,584,197	4,220,630
療養費等					
食事療養・生活療養	29		380,500	-380,500	0
療養費					
診療費	490	8,987,994	6,500,348	2,487,646	0
補装具	530	15,716,484	11,696,507	4,019,977	0
柔道整復師	13,843	109,391,069	82,699,130	26,691,939	0
アンマ・マッサージ	168	4,260,615	3,155,069	1,105,546	0
ハリ・キュウ	917	7,188,490	5,222,149	1,966,341	0
その他	0	0	0	0	0
小計	15,948	145,544,652	109,273,203	36,271,449	0
海外療養費(再掲)	7	441,568	309,097	132,471	0
移送費	0	0	0	0	0
計	669,751	18,115,764,520	13,363,692,574	4,347,787,494	404,284,452

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	409,638	11,324,414,848	8,601,847,908	2,630,509,787	92,057,153
食事療養・生活療養(再掲)	6,509	164,852,610	83,546,026	79,740,884	1,565,700
療養費等					
食事療養・生活療養	3		6,500	-6,500	0
療養費					
海外療養費(再掲)	9,451	77,525,940	59,242,902	18,283,038	0
移送費	0	0	0	0	0
計	419,092	11,401,940,788	8,661,097,310	2,648,786,325	92,057,153

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	257,631	7,182,626,541	5,714,876,014	1,428,831,366	38,919,161
食事療養・生活療養(再掲)	4,176	104,148,371	53,051,182	49,993,459	1,103,730
療養費等					
食事療養・生活療養	3		6,500	-6,500	0
療養費					
海外療養費(再掲)	5,742	49,840,779	39,863,705	9,977,074	0
移送費	0	0	0	0	0
計	263,376	7,232,467,320	5,754,746,219	1,438,801,940	38,919,161

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	16,864	397,508,149	276,807,541	118,235,181	2,465,427
食事療養・生活療養(再掲)	188	3,457,219	971,939	2,465,040	20,240
療養費等					
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費					
海外療養費(再掲)	474	998,440	698,875	299,565	0
移送費	0	0	0	0	0
計	17,338	398,506,589	277,506,416	118,534,746	2,465,427

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	10,919	160,863,698	128,223,020	5,973,545	26,667,133
食事療養(再掲)	97	1,195,308	488,308	23,460	683,540
療養費等					
食事療養	0		0	0	0
療養費					
海外療養費(再掲)	31	659,279	527,420	131,859	0
移送費	0	0	0	0	0
計	10,950	161,522,977	128,750,440	6,105,404	26,667,133

備考					
	作成者氏名				印

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分				そ の 他
総 数	件 数	1,452	13,425	4,025	2,377	5,803	5,604	2,039	34,725	18,042
	高額療養費(円)	36,661,784	117,209,069	369,620,677	228,786,744	840,774,490	195,630,920	237,324,781	2,026,008,465	1,831,927,231
(再掲)前期高齢者分	件 数	829	13,201	1,426	869	4,289	5,158	1,124	26,896	
	高額療養費(円)	17,317,707	108,951,842	146,136,897	78,501,458	595,613,107	167,373,702	89,891,445	1,203,786,158	
(再掲)70歳以上一般分	件 数	422	12,811	237	369	3,016	4,783	841	22,479	
	高額療養費(円)	4,201,465	95,252,228	20,096,760	26,648,152	353,570,618	136,106,209	48,765,900	684,641,332	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件 数	0	148	21	25	97	25	26	342	
	高額療養費(円)	0	4,793,072	3,135,075	3,820,592	18,793,334	3,526,265	1,416,503	35,484,841	
(再掲)未就学児分	件 数	0	0	0	0	4	0	13	17	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	318,193	0	5,100,276	5,418,469	
長期高額特定疾病該当者数									199 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	67
給付額 (円)	1,740,926

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷 病 手 当 金	出 産 手 当 金	そ の 他 任 意 給 付	計
件 数 (件)	60	265	104	0	0	429
給付額 (円)	24,708,000	13,250,000	2,251,865	0	0	40,209,865

備 考	
	作成者氏名 _____ 印 _____

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）

（令和 4 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	10,997	171,397	6,905,081,439
療入院外	386,415	576,876	7,012,407,660
費歯科	71,939	124,484	1,036,262,000
費小計	469,351	872,757	14,953,751,099
調剤	179,198	(209,743枚)	2,433,477,301
食事療養・生活療養	(10,584)	(454,937回)	302,576,608
訪問看護	5,225	25,918	280,414,860
合計	653,774	898,675	17,970,219,868

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	6,789	94,829	4,514,233,961
療入院外	248,410	366,229	4,413,709,629
費歯科	42,636	75,575	630,929,830
費小計	297,835	536,633	9,558,873,420
調剤	110,582	(126,513枚)	1,523,182,418
食事療養・生活療養	(6,509)	(244,228回)	164,852,610
訪問看護	1,221	7,286	77,506,400
合計	409,638	543,919	11,324,414,848

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	4,389	60,479	2,916,955,647
療入院外	157,860	235,150	2,748,591,489
費歯科	25,278	45,242	377,049,930
費小計	187,527	340,871	6,042,597,066
調剤	69,450	(79,549枚)	994,884,504
食事療養・生活療養	(4,176)	(154,231回)	104,148,371
訪問看護	654	3,754	40,996,600
合計	257,631	344,625	7,182,626,541

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	197	2,121	143,912,600
療入院外	10,277	15,385	171,637,410
費歯科	1,932	3,360	26,662,010
費小計	12,406	20,866	342,212,020
調剤	4,429	(4,983枚)	49,302,900
食事療養・生活療養	(188)	(5,049回)	3,457,219
訪問看護	29	261	2,536,010
合計	16,864	21,127	397,508,149

(5) 未就学児分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	112	816	60,629,980
療入院外	6,853	9,545	78,501,890
費歯科	862	1,114	8,458,980
費小計	7,827	11,475	147,590,850
調剤	3,091	(3,887枚)	12,047,450
食事療養	(97)	(1,850回)	1,195,308
訪問看護	1	3	30,090
合計	10,919	11,478	160,863,698

備考	
----	--

作成者氏名 印

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 4 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 一般状況

		本年度末現在	(再掲)
			未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	(再掲)
			未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額	科目	支出額
保険料(税) 医療給付費分	0	医療給付費	0
保険給付費等交付金(普通交付金)	0	療養費	0
その他の収入	0	小計	0
合計	0	高額療養費	0
		高額介護合算療養費	0
		移送費	0
		計	0
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	0
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合計	0

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
	円	円	円	円	円	円
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
		円	円	円	円	円
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

取納率		
現年分	滞納繰越分	計
%	%	%
0.00	0.00	0.00

備考

作成者氏名 印

様式 17-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [0]
	1	0

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数（低所得者分）	保険料（税）軽減世帯数（未就学児分）	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考								作成者氏名	印

様式 17-3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [0]
	1	0

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数（低所得者分）	保険料（税）軽減世帯数（未就学児分）	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考								作成者氏名	印

様式 1 8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アロマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キョウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考	
	作成者氏名 印

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 4 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療	件	日	円	件	日	円
入院	0	0	0	0	0	0
入院外	0	0	0	0	0	0
歯科	0	0	0	0	0	0
費小計	0	0	0	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	0	0	0
入院外	0	0	0
歯科	0	0	0
費小計	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

備考		
	作成者氏名	印

關係條例

○福井市国民健康保険条例

昭和34年3月16日

条例第12号

第1章 総則

(根拠)

第1条 本市が行なう国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(運営協議会委員の定数)

第2条 本市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 削除

第4条及び第4条の2 削除

第3章 保険給付

第5条 削除

(療養給付の期間)

第6条 療養の給付は、転帰に至るまでこれを行なうものとする。

(療養費の支給)

第7条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条に該当するもので、市長が必要と認めたものに対しては、療養の給付に代えて療養費を支給する。

(出産育児一時金の支給)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、408,000円に30,000円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費の支給)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第4章 保健事業

第10条 削除

(保健に関する事業)

- 第11条** 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行うほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。
- 2 被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。
- (1) 診療所の設置
 - (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第5章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

- 第12条** 被保険者である世帯主及び被保険者でない世帯主であつてその世帯に被保険者のある当該世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第6章 雑則

- 第13条** 削除

- 第14条** 削除

(罰則)

- 第15条** 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。
- 2 世帯主又は世帯主であつた者が、正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し100,000円以下の過料を科する。
- 3 偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(過料の額)

- 第16条** 前条の過料の額は、情状により市長が定める。

(その他)

- 第17条** この条例に規定するもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
(福井市国民健康保険条例の廃止)
- 2 福井市国民健康保険条例(昭和32年福井市条例第24号)は、これを廃止する。
(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)
- 3 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入(以下「編入」という。)の日の前日までに、美山町国民健康保険条例(昭和34年美山町条例第1号)、越廼村国民健康保険条例(昭和36年越廼村条例第4号)又は清水町国民健康保険条例(昭和34年清水町条例第6号)(以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入の日の前日までに死亡した編入町村の国民健康保険の被保険者に係る葬祭費の支給については、この条例の規定にかかわらず、編入前の条例の例による。
- 5 編入の日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の条例の例による。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
- 6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（中略）

附 則（令和2年6月12日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和3年6月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月16日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

○福井市市税賦課徴収条例

昭和25年8月30日

条例第39号

第3章 目的税

第1節 国民健康保険税

(保険税の納税義務者)

第118条 国民健康保険の被保険者である世帯主(以下この節において「納税義務者」という。)に対し国民健康保険税(以下この節において「保険税」という。)を課する。

2 被保険者の資格のない世帯主であつて当該世帯内に被保険者がある場合は、当該世帯主を納税義務者とみなす。

(課税額)

第119条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超えるときは、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超えるときは、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超えるときは、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第120条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.2を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第121条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第122条 第119条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第122条の2 第119条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第122条の6及び第128条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第122条の6及び第128条第1項において同じ。)以外の世帯 16,200円

(2) 特定世帯 8,100円

(3) 特定継続世帯 12,150円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第122条の3 第119条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.80を乗じて算定する。

第122条の4 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第122条の5 第119条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第122条の6 第119条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第122条の7 第119条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.00を乗じて算定する。

第122条の8 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条の9 第119条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第122条の10 第119条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(賦課期日)

第123条 保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第123条の2 保険税は、第125条の2、第125条の6及び第125条の7の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第124条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月15日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 1月1日から同月31日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情のある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(賦課期日後に納税義務が発生した者等に対する課税方法)

第125条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者数が増加した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が発生し、又は被保険者数の増加があった日の属する月から月割をもって算定した第119条第1項の額（第128条の規定による減額が行われた場合には、当該減額した額とする。以下この条において同じ。）とする。

2 保険税の賦課期日後に納税義務が消滅し、又はその世帯に属する被保険者数が減少した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合において、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第119条第1項の額とする。

3 第1項の賦課期日後に第118条第2項の世帯主（以下この条において「2項世帯主」という。）である納税義務者が同条第1項の世帯主（以下この条において「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額から、当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の額から減額する。

(特別徴収)

第125条の2 当該年度の初日において、納税義務者が老齢等年金給付（令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認められるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第125条の3 前条、第125条の6及び第125条の7の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第125条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額（法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。）を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第125条の5 年金保険者は、市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第125条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、同項に規定する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第125条の7 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 第125条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入れ)

第125条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第124条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(賦課徴収の特例)

第126条 保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の保険税の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって納税義務者に課すべき保険税に限り、その者の前年度の保険税の額を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険税として課する。

2 前項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該保険税の額が当該年度分の保険税の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険税の額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険税の額が当該年度分の保険税の額を超えることとなるときは、法第17条の規定の例によってその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第127条 前条第1項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該年度分の保険税の額が前年度の保険税の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険税を徴収されることとなる者は、第129条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、前条第1項の規定によって徴収される保険税の額の修正を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は当該年度分の見積額を基礎として前条第1項の規定によって徴収する保険税の額を修正するものとする。

(保険税の減額)

第128条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第119条第2項本文の基礎課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超えるときは、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超えるときは、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,340円

(イ) 特定世帯 5,670円

(ウ) 特定継続世帯 8,505円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,500円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,100円
- (イ) 特定世帯 4,050円
- (ウ) 特定継続世帯 6,075円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円
- (イ) 特定世帯 1,500円
- (ウ) 特定継続世帯 2,250円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,240円
- (イ) 特定世帯 1,620円
- (ウ) 特定継続世帯 2,430円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,920円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,280円
- 2 納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第128条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第120条及び前条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第128条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第128条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(納税通知書)

第129条 保険税の納税通知書は、規則で定める。

(保険税の減免及び納期限の延長)

第130条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に必要があると認められるものに対し、保険税を減免し、又は3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。

(1) 災害その他特別の事情により特に必要と認める者

(2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者

イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

ウ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定により保険税の減免又は納期限の延長を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号の規定による減免を受ける場合において、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険税を減免することができる。

4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者(前項の規定により職権による減免を受けた者を除く。)は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

5 第1項第2号の規定により減免を受けた者は、当該減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の同号の規定による減免について申請書の提出を省略することができる。

(中略)

附 則

(中略)

(公的年金等に係る保険税の課税の特例)

第20条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次条から附則第20条の5までにおいて「公的年金等所得」という。）について同法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次条から附則第20条の5までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第128条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

第20条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

第22条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第

35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

第25条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第128条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第128条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

第25条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第128条第1項において「特例適用配当等の

額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第128条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

第25条の4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(病床転換支援金等に係る保険税の特例)

第25条の6 令和6年3月31日までの間、第119条第1項中「後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この条において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

(保険税の減免の特例)

第26条 当分の間、第130条第1項の規定により保険税を減免する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「次のいずれにも」とあるのは、「次のイ及びウに」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)

第26条の2 市長は、令和元年度から令和4年度までの各年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日)が設定されている保険税に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により第130条第1項に規定する減免の適用を受けようとする者の令和5年3月31日までの間における同条第2項に規定する申請については、同項中「減免又は納期限の延長」とあるのは「減免」と、「納期限前7日までにその事由」とあるのは「その事由」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。

(中略)

附 則 (令和3年3月23日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険税について適用し、令和3年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第26条の2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

○福井市国民健康保険基金条例

昭和39年4月1日

条例第18号

(設置の目的)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、福井市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた決算剰余金の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、福井市指定金融機関への預金とし、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(預金利息の処理)

第4条 基金から生ずる利息は、福井市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前準備金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町の編入の日の前日までに、美山町国民健康保険基金条例（昭和39年美山町条例第17号）、越廼村国民健康保険基金条例（昭和39年越廼村条例第4号）又は清水町国民健康保険基金条例（昭和62年清水町条例第4号）の規定により積み立てられた現金は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則（平成18年条例第99号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○福井市国民健康保険条例施行規則

昭和34年4月13日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、福井市国民健康保険条例（昭和34年福井市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会委員の委嘱)

第2条 福井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員中被保険者を代表する委員は、被保険者の中より適当と認める者を市長が委嘱する。

- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、それぞれ一般社団法人福井市医師会、一般社団法人福井市歯科医師会及び福井市薬剤師会の推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。
- 3 公益を代表する委員は、学識経験者の中から適当と認める者を市長が委嘱する。
- 4 被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者の連絡協議会が推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。

(協議会の審議事項等)

第3条 協議会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、次の事項について市長の諮問に応じ、又必要あるときは市長に建議するものとする。

- (1) 条例その他諸規程の制定改廃に関する事項
- (2) 国民健康保険税の税率及び賦課徴収方法の改正等に関する事項
- (3) 療養給付の範囲、期間及び一部負担金の改正等に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから協議会で互選する。

- 2 会長は、会議を主宰し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 協議会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(協議会の成立)

第6条 協議会は、条例第2条に規定する定員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(会議録)

第7条 協議会の会議事項は、全て会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び協議会において定めた委員2名が署名しなければならない。

(出産育児一時金)

第8条 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第8条の規定により、出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 出産の事実を証明する書類
- (2) 同一の出産について出産育児一時金（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

- 2 条例第8条第1項ただし書に規定する加算した額の出産育児一時金の支給を受けようとする者は、前項の国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、当該出産育児一時金に係る出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。
- 3 条例第8条第1項ただし書の市長が定める額は、12,000円とする。

（葬祭費の支給申請）

第9条 被保険者が死亡した場合、条例第9条の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、国民健康保険葬祭費支給申請書（様式第2号）に、死亡の事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（被保険者台帳）

第10条 被保険者の資格得喪、保険給付等の状況を明らかにするため、被保険者の台帳を備え、所要事項を記載するものとする。

（財産管理の方法）

第11条 福井市国民健康保険特別会計に属する財産は、福井市指定金融機関に預託し管理するものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
- 2 福井市国民健康保険運営協議会規程（昭和29年告示第63号）は、廃止する。

（中略）

附 則（令和3年12月20日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

様式第1号 (第8条関係)

<h2 style="margin: 0;">国民健康保険出産育児一時金支給申請書</h2>				
<h3 style="margin: 0;">金 額 円</h3>				
被保険者証 の記号番号	井福 - -	フリガナ 世帯主氏名		
フリガナ 出産者氏名		出産・死産	出産年月日	年 月 日
フリガナ 出生児氏名		世帯主との続柄		
出産施設名	病 院 診 療 所 助 産 所	出産施設所在地	県	市 区・町
振 込 先	銀 行 信 用 金 庫 協 同 組 合		支 店 支 所 出 張 所	普 通 ・ 当 座
	口座番号		フリガナ	-----
			口座名義	
<p style="text-align: center;">この給付金の受領を、振込先名義人に委任します。</p> <p style="text-align: center;">申請者（世帯主）の氏名 ㊟</p>				
<p style="text-align: center;">福井市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、上記のとおり出産育児一時金の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 (世帯主) 氏 名 電 話 -</p> <p style="text-align: center;">福 井 市 長 あ て</p>				
			滞 納	受 付
			<input type="checkbox"/> 有	
			<input type="checkbox"/> 無	

様式第2号（第9条関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書 金額 _____ 円			
被保険者証の記号番号	井福 — —	フリガナ 世帯主氏名	
死亡者氏名 (生年月日)	年 月 日	死亡年月日	年 月 日
		葬儀執行 年月日	年 月 日
死亡原因			
葬儀執行者氏名			死亡者との続柄
振込先	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出張所
	口座番号		フリガナ
			口座名義
この給付金の受領は、振込先名義人に委任します。 申請者(葬儀執行者)の氏名 ㊟			
福井市国民健康保険条例施行規則第9条の規定により、上記のとおり葬祭費の支給を申請します。 年 月 日			
申請者 住所 (葬儀執行者) 氏名 電話 —			
福井市長あて		滞納	受付
		<input type="checkbox"/> 有	
		<input type="checkbox"/> 無	

（ 中 略 ）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改）

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正）

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

令和5年度

福井市の国保

(令和4年度実績)

編集・発行 福井市保健衛生部保険年金課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
電話 (0776) 20 - 5383
発行月 令和5年12月